

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、
訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご迷惑をかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2025合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

目 次

2025総合講義（入門総合講義テキスト）					
民法	2	商業登記法	8	刑法	11
不動産登記法	5	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	11		
会社法	7	供託法・司法書士法	11		
2025演習総合講義（演習総合講義テキスト）					
民法	12	会社法	14	供託法・司法書士法	17
不動産登記法 上巻	13	商業登記法	14	刑法	17
不動産登記法 下巻	13	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	17		
2025速習総合講義（速習総合講義テキスト）					
民法	18	会社法	20	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	23
不動産登記法 上巻	19	商業登記法	20	刑法	23
不動産登記法 下巻	19	供託法・司法書士法	22		
肢別過去問集 平成元年～令和4年					
民法	24	商業登記法	37	憲法・刑法	38
不動産登記法	30	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法			
会社法	35	書士法	37		
2025短答過去問集					
令和5年度	39				
2025書式ひな形集					
不動産登記法	39	商業登記法	41		
2025記述解法マスター講座					
不動産登記法	42	商業登記法	42		
2025記述過去問解説講座					
不動産登記法	44	商業登記法	44		
2025記述・択一パーエクト12					
第1回	45	第6回	46	第12回	48
第3回	45	第7回	46		
第5回	45	第9回	47		
2025実力確認答練					
第1回	48	第6回	49		
第5回	48	第8回	50		
2025模擬試験					
模擬試験	51				

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
14	上から3行目	一部の行為（単に利益を得、又は	一部の行為（単に権利を得、又は	24/9/11
62	「(カ) 損害賠償」の2行目	少なくとも善意・無重過失の相手方は、	少なくとも善意・無過失の相手方は、	25/4/17
62	上から4つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> ただし、詐欺に基づく場合には取消原因(749)になる	<input checked="" type="checkbox"/> ただし、詐欺に基づく場合には取消原因(747)になる	23/5/12
62	「(キ) 適用範囲」の2行目	については、特別規定(742 I, 802 I)によって	については、特別規定(742 ①, 802 ①)によって	23/5/12
67	「3. (2) 例外」の3行目	効力は遡求しないが	効力は遡及しないが	23/8/10
89	「116条ただし書の適用が認められるケース」の図「③Dの受領を追認」の矢印の位置			23/7/10
94	「(2) 要件」の③のcf.	cf. 催告をした上で、表権代理の主張をすることもできる	cf. 催告をした上で、表見代理の主張をすることもできる	24/5/22
105	側注3行目	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三債務者はできるが（大判昭15.11.26），物上保証人は不可（396）	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三取得者はできるが（大判昭15.11.26），物上保証人は不可（396）	24/3/15
106	「(1) 遅及効がある(144)」の1行目～2行目	起算日に遡求する →取得時効：事項の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	起算日に遡及する →取得時効：時効の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	24/7/31
120	下から4行目	権利行使することができることを知った時(166 I ②)	権利行使することができることを知った時(166 I ①)	24/5/22
120	下から1行目	知った時（債権者が誰であるかを知ったことをも含む）	知った時（債務者が誰であるかを知ったことをも含む）	24/5/22
130	「2. 物権的請求権」の「(1) 意義」上から11行目	められる（605の2）	められる（605の4）	23/5/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
137	上から 2つ目の側注 2行目	<input checked="" type="checkbox"/> 採石権は不動産登記法 3 条 9 号, 82 条に規定され ており登記することが	<input checked="" type="checkbox"/> 採石権は不動産登記法 3 条 10 号, 82 条に規定され ており登記することが	23/5/12
185	「2. 共有者の権利」(1)の 4 行目	cf. 共有物全体を処分することはできない (251)	cf. 共有物全体を処分することはできない (251 I)	24/5/22
185	「2. 共有者の権利」(2)イの 1 行目	全員の同意が必要 (251)	全員の同意が必要 (251 I)	24/5/22
186	「2. 共有者の権利」(2)ウの 1 行目	持分の価格の過半数で決する (252 本文)	持分の価格の過半数で決する (252 I)	24/5/22
186	「2. 共有者の権利」(2)エの 1 行目	各共有者が単独でできる (252 ただし書)	各共有者が単独でできる (252 V)	24/5/22
186	下から12行目	958 条の 3 が 255	958 条の 2 が 255	23/7/10
205	表のタイトル	法定担保物権と約定担保 物件 の比較	法定担保物権と約定担保 物権 の比較	25/5/21
211	上から 3つ目の側注 4 行目	決 (民執 174 本文) を	決 (民執 177 本文) を	23/6/15
212	「(3) 占有の喪失 (302)」の 上から 5 行目	理由として消滅することはない (302 本文参照)	理由として消滅することはない (302 ただし書)	23/5/12
215	「(2) 動産の担保権の順位」 の②、2 行目	ただし質権相互の関係は設定の先後 (335)	ただし質権相互の関係は設定の先後 (355)	23/5/12
220	上から 3つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 謲渡禁止物 禁制品, 謾渡禁止の権利 (ex. 謾渡制限特約付債権 (ただし, 質権者の善惡に よって影響を受ける。大判 大 13.6.12), 扶養を受ける 権利)	<input checked="" type="checkbox"/> 謾渡禁止物 禁制品, 扶養を受ける権 利	23/8/10
252	上から 3つ目の側注の下から 2 行目	る (大決昭 7.8.9,	る (大決昭 7.8.29,	25/2/26
271	下から 5 行目	保証人に当該 恨 抵当権が一部移転し	保証人に当該 根 抵当権が一部移転し	24/11/6
272	下から 1 行目	16, 392 I)	16, 392 II)	23/6/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
301	上から 2つ目の側注 4行目	の立証責任は 債務者 が負	の立証責任は 債権者 が負	23/6/15
313	上から 5つ目の側注10行目	えに 借入れ今 が責任	えに 借入金 が責任	24/10/16
345	下から 4～3行目	人数に比例させた責任を負う (501 ④)	人数に比例させた責任を負う (501 III④)	23/6/15
373	上から 2つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人の1人が債権者に対して反対債権を有している場合（相殺権を援用していない場合に限る）には、他の連帯保証人も、その反対債権の限度で、履行を拒むことができる (439 II)	〈削除〉	25/2/26
411	上から 7行目	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 IIIが債務者が物又は権利の 不存在・不適合 を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の 不存在・不適合 を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 IIIが債務者が物又は権利の 不存在 を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の 不存在 を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	25/4/17
424	上から 9行目	(イ) 貸借人はこれを拒むことができない (606 II)	(イ) 貸貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは 、貸借人は、これを拒むことができない (606 II)	23/10/10
446	下から 6行目	エ 注文者についての破産手続の開始による解除、注文者	エ 注文者についての破産手続の開始による解除 〈改行〉 注文者	23/9/14
498	「Advance 姻族関係の終了」の5行目	効果は 遡求 しない	効果は 遡及 しない	23/8/10
505	上から 6行目	∴ 父の死後、強制認知により準正が生じても、認知の時から準正の効果が生ずると、その子は非嫡出子としての相続分を受けるだけで、認知が父母の死亡の前か後かにより相続分に違いが生ずることになってしまう	〈削除〉	25/3/19
532	「(イ) 相続欠格と異なり、相続廃除は取消しが可能 (894 I)」の1行目	取消しの効果は 遡求 し	取消しの効果は 遡及 し	23/8/10
534	下から 5～6行目	請求することができる (958 の 3)	請求することができる (958 の 2)	23/7/10

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
537	上から1行目	6. 特別縁故者への相続財産の分与 (958の3)	6. 特別縁故者への相続財産の分与 (958の2)	23/7/10
539	上から10行目	審判 (958の3) などが行われ,	審判 (958の2) などが行われ,	23/7/10
569	上から11行目	特別縁故者制度 (958の3)	特別縁故者制度 (958の2)	23/7/10

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	下から13行目	→登記をすれば、物件の得喪・変更を第三者に主張できる	→登記をすれば、物権の得喪・変更を第三者に主張できる	24/6/26
53	上から7行目	→登記原因証明情報を提供することを要しない (令7 III①)。	→登記原因証明情報を提供することを要しない (令7 III②)。	24/5/22
76	左の注釈の重なり	<p><input checked="" type="checkbox"/> この場合は、積極財産のみを放棄したとみるべきであり、相続放棄ではないので、別途相続放棄申述受理を証する情報の提供は不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 遺産管理者=遺産分割に関する処分についての家事審判事件において、財産の管理に必要があるときに選任される財産の管理人(家事事件手続200Ⅰ) →権限は不在者財産管理人と同じ(売却には、家庭裁判所の許可が必要=家事事件手続200Ⅲ・民28)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> この場合は、積極財産のみを放棄したとみるべきであり、相続放棄ではないので、別途相続放棄申述受理を証する情報の提供は不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 遺産管理者=遺産分割に関する処分についての家事審判事件において、財産の管理に必要があるときに選任される財産の管理人(家事事件手続200Ⅰ) →権限は不在者財産管理人と同じ(売却には、家庭裁判所の許可が必要=家事事件手続200Ⅲ・民28)</p>	23/11/10
89	下から11行目	原因日付=被相続人の死亡の日から13か月の期間	原因日付=被相続人の死亡の日から9か月の期間	23/11/10
124	「3. 申請人」の本文1~2行目	旧代表者を登記義務者とする同申請による (60)	旧代表者を登記義務者とする共同申請による (60)	24/11/6
139	「(1) 意義」の1つ目の「ex.」の2行目	その後、Bは不動産を取得し	その後、Aは不動産を取得し	24/11/6
186	「(5) 登記の実行」の本文1行目	主登記で実行される	<p>所有権が抵当権の目的である場合：主登記</p> <p>所有権以外の権利(ex. 地上権)が抵当権の目的である場合：付記登記(規3④)</p>	23/12/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
265	「先例 平8.4.23民三814号」の本文1行目	抵当証券が発行されている共同担保 物権 の一部について	抵当証券が発行されている共同担保 物件 の一部について	25/5/21
391	「(3) 申請人」の本文1行目	債権者を登記権利者, 仮 登記名義人を登記義務者とする共同申請	債権者を登記権利者, 所有権 登記名義人を登記義務者とする共同申請	25/5/21
426	「第2. 先取特権移転」の1.(2)の⋮	⋮ 債権者保護のための法定担保 物件 =	⋮ 債権者保護のための法定担保 物権 =	25/5/21
476	「(カ) その他の特約」の本文3~4行目	23条第1項の特約（事業用借地権）, 借地借家法第23条第2項の特約（事業用借地権） , 契約の更新がない旨の特約（定期建物	23条第1項の特約（事業用借地権）, 契約の更新がない旨の特約（定期建物	23/12/15
494	表内「権利者その他の事項」の「原因」	原因 令和何年何月何日遺産分割（、「遺贈」又は「贈与」）	原因 令和何年何月何日遺産分割（、「遺贈」又は「死因贈与」）	23/12/15
531	「先例 判決による登記の可否」の③4行目	⋮ 判決による登記であっても c 是正 前後に同一性が	⋮ 判決による登記であっても, 更正 前後に同一性が	25/2/26
545	「(2) 共同申請による登記」のイのex.	<p>ex. ①抵当権の登記名義人は、その債務者の住所に変更が生じた場合、所有者に代位して、単独で債務者の表示変更の登記を申請することはできない（昭36.8.30民三717号）</p> <p>⋮ 共同申請主義の趣旨に反する cf. 元本確定の登記</p> <p>ex. ②債権者代位によって、相続人全員のために相続を原因として法定相続分による所有権移転の登記がされたが、登記名義人中にすでに相続の放棄の申述をして受理された者があることが判明した場合、債権者は、相続放棄を証する情報（相続放棄申述受理証明書）を申請情報と併せて提供しても、代位によって更正登記を単独で申請することはできない（登研504号199頁）</p>	<p>ex. 抵当権の登記名義人は、その債務者の住所に変更が生じた場合、所有者に代位して、単独で債務者の表示変更の登記を申請することはできない（昭36.8.30民三717号）</p> <p>⋮ 共同申請主義の趣旨に反する cf. 元本確定の登記</p>	24/1/25

頁	訂正箇所	誤	正	更新日				
550	「3. 所有権更正登記」及び 「4. 所有権抹消登記」	<p>3. 所有権更正登記</p> <p>債権者代位による共同相続登記後、登記名義人中に相続放棄者があることが判明した場合、相続放棄申述受理証明書を添付しても、債権者代位により、所有権更正登記を債権者が単独で申請することはできない（登研 504 号） →共同申請によるべき</p> <p>4. 所有権抹消登記</p>	3. 所有権抹消登記	24/1/25				
551	「5. 抵当権」及び 「6. 根抵当権」	<p>5. 抵当権</p> <p>6. 根抵当権</p>	<p>4. 抵当権</p> <p>5. 根抵当権</p>	24/1/25				
655	「(2) 滞納処分による差押えの登記」の表内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">権利者その他の事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）</td> </tr> </table>	権利者その他の事項	原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">権利者その他の事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）</td> </tr> </table>	権利者その他の事項	原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）	24/2/15
権利者その他の事項								
原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債務者 財務省（又は何県）								
権利者その他の事項								
原因 平成何年何月何日何税務署（又は何県何税務事務所）差押 債権者 財務省（又は何県）								

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																		
89	上から 6 行目	i 議案の数の数え方 (305 VI①~④)	i 議案の数の数え方 (305 IV①~④)	24/4/17																		
160	小見出し	<p>(イ) 種類株主総会</p> <p>⋮</p> <p>(カ) 払込み</p>	<p>(オ) 種類株主総会</p> <p>⋮</p> <p>(カ) 払込み</p>	25/6/18																		
182	「(5) 社債権者集会の決議の省略」の本文 2 段落目	この場合、裁判所の許可を受けることを要しない	この場合、裁判所の認可を受けることを要しない	24/4/17																		
186	図「事業の全部の譲渡・譲受け」の右側「B社」の円の下	<p>特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (467 II)</p>	<p>特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (468 II)</p>	24/7/31																		
196	表の上部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">\</td> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">承継型再編</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">吸收合併 (749 I)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">吸收分割 (758)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">株式交換 (768 I)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">株式交付 (774 の 2)</td> </tr> </table>	\	承継型再編				吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774 の 2)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">\</td> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">承継型再編</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">吸收合併 (749 I)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">吸收分割 (758)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">株式交換 (768 I)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">株式交付 (774 の 3)</td> </tr> </table>	\	承継型再編				吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774 の 3)	24/11/6
\	承継型再編																					
	吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774 の 2)																		
\	承継型再編																					
	吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774 の 3)																		

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日								
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会33 XI)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会33 XI)	25/7/9								
49	側注3行目	不特定多数の者が広告すべき内容	不特定多数の者が公告すべき内容	24/11/6								
70	【申請書】(取得条項付株式の定めを定款に定めたとき)の「1. 添付書面」	1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通	1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主総会議事録 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通	24/6/26								
96	【申請書】の添付書面7~8行目	払込みがあったことを証する書面 1通 資本金の額の計上に関する証明書 1通 (注3)	払込みがあったことを証する書面 1通 (注3) 資本金の額の計上に関する証明書 1通	25/2/26								
140	「3. 効力の発生」の本文3~4行目	株式会社は、 権利行使期間の初日の2週間前までに 、	株式会社は、 効力発生日後遅滞なく 、	25/7/9								
156	【申請書】(剰余金の資本組入れ)の「1. 添付書面」	1. 添付書面 株主総会議事録 1通 (注)	1. 添付書面 株主総会議事録 1通	24/7/31								
205	「(5) 取締役等選任権付…」の下1つ目の【添付書面】	【添付書面】 「解任に係る種類株主総会の議事録」	【添付書面】 「解任に係る種類株主総会の議事録および株主リスト」	24/10/16								
205	「(5) 取締役等選任権付…」の下2つ目の【添付書面】	【添付書面】 <table border="1"><tr><td>定款に別段の定めがある場合</td><td>「株主総会の議事録」「定款」</td></tr><tr><td>当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合</td><td>「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」</td></tr></table>	定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録」「定款」	当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」	【添付書面】 <table border="1"><tr><td>定款に別段の定めがある場合</td><td>「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」</td></tr><tr><td>当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合</td><td>「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」</td></tr></table>	定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」	当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」	24/10/16
定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録」「定款」											
当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」											
定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」											
当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」											
238	【登記記録例】の右列6行目	取締役 国後雅史	取締役 <u>国後雅史</u>	24/9/11								
260	【申請書】(非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定)の「1. 登記すべき事項」	1. 登記すべき事項 令和3年5月1日次のとおり設定 非業務執行取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	1. 登記すべき事項 令和3年5月1日次のとおり設定 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	24/8/14								

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
283	Point 「新設分割」の注意点の2点目	・ 吸收分割会社がする吸收分割による変更の登記の申請は、吸收分割会社と吸收分割承継会社の本店所在地を管轄する登記所が異なる場合、吸收分割承継会社の本店所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない （商登 87 I）	・ 新設分割会社がする新設分割による変更の登記の申請は、新設分割会社と新設分割設立会社の本店所在地を管轄する登記所が異なる場合、新設分割設立会社の本店所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない （商登 87 I）	24/11/6
342	【申請書】（他管轄への本店移転〔新本店所在地用〕）の「1. 登記すべき事項」	1. 登記すべき事項 商号 甲株式会社	1. 登記すべき事項 商号 日本商事株式会社	24/9/11
394	「(4) 登録免許税」の〔原則〕と〔例外〕	<p>〔原則〕 会社が登記の更正を受ける場合は2万円（支店では6,000円、登録税別表第1,24,(1)ネ、(2)ロ）である</p> <p>〔例外〕 ・清算にかかる登記の場合は、本・支店ともに6,000円（登録税別表1、24、(4)ニ）である</p>	<p>〔原則〕 会社が登記の更正を受ける場合は2万円（登録税別表第1,24,(1)ネ）である</p> <p>〔例外〕 ・清算にかかる登記の場合は、6,000円（登録税別表1,24,(3)ニ）である</p>	24/12/11
397	「2. 登録免許税」の本文1～2行目	更正の場合と同様、本店で2万円、 支店で6,000円 である（ 登録税別表第1、24、(1)ナ、(2)ロ ）。	更正の場合と同様、本店で2万円である（ 登録税別表第1,24,(1)ナ ）。	24/12/11

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
486 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商号使用者</td></tr> <tr><td>未成年者</td></tr> <tr><td>後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人</td></tr> <tr><td>後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	商号使用者	未成年者	後見人（法人である場合を除く。）	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	支配人	後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	会社の代表者 (法人である場合を除く。)	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 商号使用者</td></tr> <tr><td>(2) 未成年者</td></tr> <tr><td>(3) 後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(5) 支配人</td></tr> <tr><td>(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	(1) 商号使用者	(2) 未成年者	(3) 後見人（法人である場合を除く。）	(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(5) 支配人	(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)	(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	25/7/9
印鑑提出者																																
商号使用者																																
未成年者																																
後見人（法人である場合を除く。）																																
支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
支配人																																
後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																
印鑑提出者																																
(1) 商号使用者																																
(2) 未成年者																																
(3) 後見人（法人である場合を除く。）																																
(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
(5) 支配人																																
(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
319	「仮差押決定書サンプル」の枠内5行目	て、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、 債務者 に	て、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、 債権者 に	25/1/8
333	図			24/12/11
337	上から2つ目の側注4～5行目	があっても 債務者 に不利益は生じないから	があっても 債権者 に不利益は生じないから	25/1/8

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	「第2」の「1. <要件1> …」の本文2～3行目	法制上、供託物は、金銭・有価証券・ 振替国債 その他の有体物	法制上、供託物は、金銭・有価証券その他の有体物	25/1/8
170	「1. 差押金額が供託金払渡請求権の額以下の場合」の1～2行目	供託金払渡請求権に対する差押えの場合も、 金銭債権に対する差押えと同様 、差押えが競合しない限り、	供託金払渡請求権に対する差押えの場合、差押えが競合しない限り、	25/6/18

刑法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
127	「4. 過失傷害の罪」の「(2) 業務上過失致死傷罪」の ex	ex. 親が家庭内で行う育児	<削除>	25/3/19

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
14	上から3行目	一部の行為（単に利益を得、又は	一部の行為（単に権利を得、又は	24/9/11
44	「(カ) 損害賠償」の2行目	少なくとも善意・無過失の相手方は、	少なくとも善意・無過失の相手方は、	25/4/17
86	「(1) 遷及効がある(144)」の2行目	→取得時効：事項の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	→取得時効：時効の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	24/7/31
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18
174	側注1行目	<input checked="" type="checkbox"/> 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
189	表のタイトル	法定担保物権と約定担保物件の比較	法定担保物権と約定担保物権の比較	25/5/21
235	上から3つ目の側注の下から2行目	る（大決昭7.8.9、	る（大決昭7.8.29、	25/2/26
254	下から5行目	保証人に当該根抵当権が一部移転し	保証人に当該根抵当権が一部移転し	24/11/6
295	上から5つ目の側注10行目	えに借り入れ今が責任	えに借入金が責任	24/10/16
354	上から2つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人の1人が債権者に対して反対債権を有している場合（相殺権を援用していない場合に限る）には、他の連帯保証人も、その反対債権の限度で、履行を拒むことができる（439 II）	〈削除〉	25/2/26

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
390	上から 7 行目	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 Ⅲが債務者が物又は権利の 不存在・不適合 を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の 不存在・不適合 を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 Ⅲが債務者が物又は権利の 不存在 を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の 不存在 を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	25/4/17
482 483	下から 2 行目	∴ 父の死後、強制認知により準正が生じても、認知の時から準正の効果が生ずると、その子は非嫡出子としての相続分を受けるだけで、認知が父母の死亡の前か後かにより相続分に違いが生ずることになってしまう	〈削除〉	25/3/19

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
80	小見出し	(イ) 遺産分割による贈与 ⋮ (カ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異	(イ) 遺産分割による贈与 ⋮ (カ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異	24/11/6
81	小見出し	(ケ) 相続登記に関する発展知識	(ケ) 相続登記に関する発展知識	24/11/6
136	「3. 申請人」の本文1～2行目	旧代表者を登記義務者とする 同申請 による (60)	旧代表者を登記義務者とする 共同申請 による (60)	24/11/6
151	「(1) 意義」の1つ目の「ex.」の2行目	その後、Bは不動産を取得し	その後、Aは不動産を取得し	24/11/6
284	「先例 平8.4.23民三814号」の本文1行目	抵当証券が発行されている共同担保 物權 の一部について	抵当証券が発行されている共同担保 物件 の一部について	25/5/21

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	「(3) 申請人」の本文1行目	債権者を登記権利者、 仮 登記名義人を登記義務者とする共同申請	債権者を登記権利者、 所有権 登記名義人を登記義務者とする共同申請	25/5/21
80	「第2. 先取特権移転」の1.(2)の⋮	∴ 債権者保護のための法定担保 物件 =	∴ 債権者保護のための法定担保 物權 =	25/5/21

頁	訂正箇所	誤							正							更新日
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	債権	賃借権 不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	債権	賃借権 不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	25/6/20
			配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可		配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	
※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め																
188	「先例 判決による登記の可否」の③4行目	∴ 判決による登記であっても、是正前後に同一性が							∴ 判決による登記であっても、更正前後に同一性が							25/2/26

会社法

頁	訂正箇所	誤							正							更新日																				
170	小見出し	(エ) 種類株主総会 ⋮ (オ) 払込み							(オ) 種類株主総会 ⋮ (カ) 払込み							25/6/18																				
195	図「事業の全部の譲渡・譲受け」の右側「B社」の円の下	特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (467 II)							特別決議が必要 (467 I ③) →簡易事業譲受けの場合は不要 (468 II)							24/7/31																				
206	表の上部	<table border="1"> <tr> <td></td> <th colspan="4">承継型再編</th> </tr> <tr> <td></td> <td>吸收合併 (749 I)</td> <td>吸收分割 (758)</td> <td>株式交換 (768 I)</td> <td>株式交付 (774の2)</td> </tr> </table>								承継型再編					吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774の2)	<table border="1"> <tr> <td></td> <th colspan="4">承継型再編</th> </tr> <tr> <td></td> <td>吸收合併 (749 I)</td> <td>吸收分割 (758)</td> <td>株式交換 (768 I)</td> <td>株式交付 (774の3)</td> </tr> </table>								承継型再編					吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774の3)	24/11/6
	承継型再編																																			
	吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774の2)																																
	承継型再編																																			
	吸收合併 (749 I)	吸收分割 (758)	株式交換 (768 I)	株式交付 (774の3)																																

商業登記法

頁	訂正箇所	誤							正							更新日
9	(注2) 下の表の欠格事由の ※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない（会33 X 1）							※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない（会33 XI）							25/7/9
49	側注3行目	不特定多数の者が広告すべき内容							不特定多数の者が公告すべき内容							24/11/6
96	【申請書】の添付書面7～8行目	払込みがあったことを証する書面 1通 資本金の額の計上に関する証明書 1通 (注3)							払込みがあったことを証する書面 1通 (注3) 資本金の額の計上に関する証明書 1通							25/2/26

頁	訂正箇所	誤	正	更新日								
140	「3. 効力の発生」の本文3～4行目	株式会社は、 権利行使期間の初日の2週間前までに 、	株式会社は、 効力発生日後遅滞なく 、	25/7/9								
205	「(5) 取締役等選任権付…」の下1つ目の【添付書面】	【添付書面】 「解任に係る種類株主総会の議事録」	【添付書面】 「解任に係る種類株主総会の議事録 および株主リスト 」	24/10/16								
205	「(5) 取締役等選任権付…」の下2つ目の【添付書面】	【添付書面】 <table border="1"><tr><td>定款に別段の定めがある場合</td><td>「株主総会の議事録」「定款」</td></tr><tr><td>当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合</td><td>「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」</td></tr></table>	定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録」「定款」	当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」	【添付書面】 <table border="1"><tr><td>定款に別段の定めがある場合</td><td>「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」</td></tr><tr><td>当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合</td><td>「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」</td></tr></table>	定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録 および株主リスト 」「定款」	当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録 および株主リスト 」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」	24/10/16
定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録」「定款」											
当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」											
定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録 および株主リスト 」「定款」											
当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録 および株主リスト 」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」											
283	Point「新設分割」の注意点の2点目	・ 吸収分割会社 がする 吸収分割 による変更の登記の申請は、 吸収分割会社 と 吸収分割承継会社 の本店所在地を管轄する登記所が異なる場合、 吸収分割承継会社 の本店所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（商登87Ⅰ）	・ 新設分割会社 がする 新設分割 による変更の登記の申請は、 新設分割会社 と 新設分割設立会社 の本店所在地を管轄する登記所が異なる場合、 新設分割設立会社 の本店所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（商登87Ⅰ）	24/11/6								
394	「(4) 登録免許税」の〔原則〕と〔例外〕	〔原則〕 会社が登記の更正を受ける場合は2万円（支店では6,000円、登録税別表第1,24,(1)ネ、(2)ロ）である 〔例外〕 ・清算にかかる登記の場合は、本・支店ともに6,000円（登録税別表1、24、(4)ニ）である	〔原則〕 会社が登記の更正を受ける場合は2万円（登録税別表第1,24,(1)ネ）である 〔例外〕 ・清算にかかる登記の場合は、6,000円（登録税別表1,24,(3)ニ）である	24/12/11								
397	「2. 登録免許税」の本文1～2行目	更正の場合と同様、本店で2万円、支店で6,000円である（登録税別表第1、24、(1)ナ、(2)ロ）。	更正の場合と同様、本店で2万円である（登録税別表第1,24,(1)ナ）。	24/12/11								

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
486 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商号使用者</td></tr> <tr><td>未成年者</td></tr> <tr><td>後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人</td></tr> <tr><td>後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	商号使用者	未成年者	後見人（法人である場合を除く。）	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	支配人	後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	会社の代表者 (法人である場合を除く。)	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 商号使用者</td></tr> <tr><td>(2) 未成年者</td></tr> <tr><td>(3) 後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(5) 支配人</td></tr> <tr><td>(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	(1) 商号使用者	(2) 未成年者	(3) 後見人（法人である場合を除く。）	(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(5) 支配人	(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)	(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	25/7/9
印鑑提出者																																
商号使用者																																
未成年者																																
後見人（法人である場合を除く。）																																
支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
支配人																																
後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																
印鑑提出者																																
(1) 商号使用者																																
(2) 未成年者																																
(3) 後見人（法人である場合を除く。）																																
(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
(5) 支配人																																
(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
319	「仮差押決定書サンプル」の枠内5行目	て、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、 債務者 に	て、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、 債権者 に	25/1/8
333	図	<pre> graph TD A[保全命令の認可・変更・取消し、 保全命令申立ての却下(32 I)] --> B[保全抗告(41 I)] A --> C[保全命令の取消し、 保全命令申立ての却下(32 I)] B --> D[保全抗告(41 I)] C --> D D --> E[保全命令の認可・ 変更・取消し、 保全命令申立ての却下(注2)] D --> F[保全命令の取消し、 保全命令申立ての却下(注2)] E --> G[保全命令の認可・ 変更・取消し、 保全命令申立ての却下(注4)] F --> G G[即時抗告の却下(19 II)(注2)] --> H[保全命令(14~16)] H --> I[保全異議の申立て(26)] I --> J[保全取消しの申立て(37~39)(注3)] J --> K[即時抗告の却下(19 II)(注2)] </pre>	<pre> graph TD A[保全命令の認可・ 変更・取消し (32 I)] --> B[保全抗告(41 I)] A --> C[保全命令の取消し、 保全取消しの申立ての却下 (37 III・38 I・39 I)] B --> D[保全抗告(41 I)] C --> D D --> E[保全抗告(41 I)] E --> F[保全命令の認可・ 変更・取消し (注2)] F --> G[保全命令の取消し、 保全取消しの申立ての却下 (注2)] G --> H[保全命令の認可・ 変更・取消し (注4)] </pre>	24/12/11
337	上から2つ目の側注4～5行目	があっても 債務者 に不利益は生じないから	があっても 債権者 に不利益は生じないから	25/1/8

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	「第2」の「1. <要件1> …」の本文2～3行目	法制上、供託物は、金銭・有価証券・ 振替国債 その他の有体物	法制上、供託物は、金銭・有価証券その他の有体物	25/1/8
170	「1. 差押金額が供託金払渡請求権の額以下の場合」の1～2行目	供託金払渡請求権に対する差押えの場合 も、金銭債権に対する差押えと同様 、差押えが競合しない限り、	供託金払渡請求権に対する差押えの場合、差押えが競合しない限り、	25/6/18

刑法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
127	「4. 過失傷害の罪」の「(2) 業務上過失致死傷罪」の ex	ex. 親が家庭内で行う育児	<削除>	25/3/19

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
44	「(カ) 損害賠償」の2行目	少なくとも善意・無重過失の相手方は、	少なくとも善意・無過失の相手方は、	25/4/17
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18
174	側注1行目	<input checked="" type="checkbox"/> 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
189	表のタイトル	法定担保物権と約定担保物件の比較	法定担保物権と約定担保物権の比較	25/5/21
235	上から3つ目の側注の下から2行目	る（大決昭7.8.9、	る（大決昭7.8.29、	25/2/26
254	下から5行目	保証人に当該恨抵当権が一部移転し	保証人に当該根抵当権が一部移転し	24/11/6
295	上から5つ目の側注10行目	えに借り今が責任	えに借入金が責任	24/10/16
354	上から2つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人の1人が債権者に対して反対債権を有している場合（相殺権を援用していない場合に限る）には、他の連帯保証人も、その反対債権の限度で、履行を拒むことができる（439 II）	〈削除〉	25/2/26
390	上から7行目	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 Ⅲが債務者が物又は権利の不存在・不適合を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の不存在・不適合を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 Ⅲが債務者が物又は権利の不存在を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の不存在を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	25/4/17

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
482	下から 2 行目	∴ 父の死後、強制認知により準正が生じても、認知の時から準正の効果が生ずると、その子は非嫡出子としての相続分を受けるだけで、認知が父母の死亡の前か後かにより相続分に違いが生ずることになってしまう	<削除>	25/3/19
483				

不動產登記法 上卷

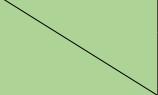
頁	訂正箇所	誤	正	更新日
80	小見出し	(キ) 遺産分割による贈与 ⋮ (ク) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異	(カ) 遺産分割による贈与 ⋮ (キ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異	24/11/6
81	小見出し	(ケ) 相続登記に関する発展知識	(ク) 相続登記に関する発展知識	24/11/6
136	「3. 申請人」の本文1~2行目	旧代表者を登記義務者とする同申請による(60)	旧代表者を登記義務者とする共同申請による(60)	24/11/6
151	「(1) 意義」の1つ目の「ex.」の2行目	その後、Bは不動産を取得し	その後、Aは不動産を取得し	24/11/6
284	「先例 平8.4.23民三814号」の本文1行目	抵当証券が発行されている共同担保物権の一部について	抵当証券が発行されている共同担保物件の一部について	25/5/21

不動產登記法 下卷

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																														
45	「(3) 申請人」の本文1行目	債権者を登記権利者、 仮 登記名義人を登記義務者とする共同申請	債権者を登記権利者、 所有権 登記名義人を登記義務者とする共同申請	25/5/21																														
80	「第2. 先取特権移転」の1.(2)の「」	∴ 債権者保護のための法定担保 物件 =	∴ 債権者保護のための法定担保 物権 =	25/5/21																														
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #669966; color: white; text-align: center;">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約</td> </tr> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #669966; color: white; text-align: center;">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約※</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※	25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																										
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約																											
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※																											

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
188	「先例 判決による登記の可否」の③4行目	∴ 判決による登記であっても、是正前後に同一性が	∴ 判決による登記であっても、更正前後に同一性が	25/2/26

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(エ) 種類株主総会 ⋮ (オ) 払込み	(オ) 種類株主総会 ⋮ (カ) 払込み	25/6/18
206	表の上部	 承継型再編 吸收合併 (749 1) 吸收分割 (758) 株式交換 (768 1) 株式交付 (774 の 2)	 承継型再編 吸收合併 (749 1) 吸收分割 (758) 株式交換 (768 1) 株式交付 (774 の 3)	24/11/6

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	(注 2) 下の表の欠格事由の ※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない (会 33 X 1)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない (会 33 XI)	25/7/9
49	側注 3 行目	不特定多数の者が広告すべき内容	不特定多数の者が公告すべき内容	24/12/11
96	【申請書】の添付書面 7 ~ 8 行目	払込みがあったことを証する書面 1 通 資本金の額の計上に関する証明書 1 通 (注 3)	払込みがあったことを証する書面 1 通 (注 3) 資本金の額の計上に関する証明書 1 通	25/2/26
140	「3. 効力の発生」の本文 3 ~ 4 行目	株式会社は、権利行使期間の初日の 2 週間前までに、	株式会社は、効力発生日後遅滞なく、	25/7/9
205	「(5) 取締役等選任権付…」 の下 1 つ目の 【添付書面】	【添付書面】 「解任に係る種類株主総会の議事録」	【添付書面】 「解任に係る種類株主総会の議事録および株主リスト」	24/12/11

頁	訂正箇所	誤	正	更新日								
205	「(5) 取締役等選任権付…」の下2つ目の【添付書面】	<p>【添付書面】</p> <table border="1"> <tr> <td>定款に別段の定めがある場合</td><td>「株主総会の議事録」「定款」</td></tr> <tr> <td>当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合</td><td>「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」</td></tr> </table>	定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録」「定款」	当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」	<p>【添付書面】</p> <table border="1"> <tr> <td>定款に別段の定めがある場合</td><td>「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」</td></tr> <tr> <td>当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合</td><td>「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」</td></tr> </table>	定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」	当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」	24/12/11
定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録」「定款」											
当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」											
定款に別段の定めがある場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「定款」											
当該取締役の任期満了前にこれを選任した種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合	「株主総会の議事録および株主リスト」「当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録」「議決権行使することができる種類株主が存しないことを証する書面」											
283	Point「新設分割」の注意点の2点目	<ul style="list-style-type: none"> 吸收分割会社がする吸收分割による変更の登記の申請は、吸收分割会社と吸收分割承継会社の本店所在地を管轄する登記所が異なる場合、吸收分割承継会社の本店所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（商登87Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> 新設分割会社がする新設分割による変更の登記の申請は、新設分割会社と新設分割設立会社の本店所在地を管轄する登記所が異なる場合、新設分割設立会社の本店所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（商登87Ⅰ） 	24/12/11								
394	「(4) 登録免許税」の〔原則〕と〔例外〕	<p>〔原則〕 会社が登記の更正を受ける場合は2万円（支店では6,000円、登録税別表第1,24,(1)ネ、(2)ロ）である</p> <p>〔例外〕 ・清算にかかる登記の場合は、本・支店ともに6,000円（登録税別表1、24、(4)ニ）である</p>	<p>〔原則〕 会社が登記の更正を受ける場合は2万円（登録税別表第1,24,(1)ネ）である</p> <p>〔例外〕 ・清算にかかる登記の場合は、6,000円（登録税別表1,24,(3)ニ）である</p>	24/12/11								
397	「2. 登録免許税」の本文1～2行目	更正の場合と同様、本店で2万円、 支店で6,000円 である（登録税別表第1,24,(1)ナ、(2)ロ）。	更正の場合と同様、本店で2万円である（登録税別表第1,24,(1)ナ）。	24/12/11								

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
486 ～ 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商号使用者</td></tr> <tr><td>未成年者</td></tr> <tr><td>後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人</td></tr> <tr><td>後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	商号使用者	未成年者	後見人（法人である場合を除く。）	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	支配人	後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	会社の代表者 (法人である場合を除く。)	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 商号使用者</td></tr> <tr><td>(2) 未成年者</td></tr> <tr><td>(3) 後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(5) 支配人</td></tr> <tr><td>(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	(1) 商号使用者	(2) 未成年者	(3) 後見人（法人である場合を除く。）	(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(5) 支配人	(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)	(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	25/7/9
印鑑提出者																																
商号使用者																																
未成年者																																
後見人（法人である場合を除く。）																																
支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
支配人																																
後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																
印鑑提出者																																
(1) 商号使用者																																
(2) 未成年者																																
(3) 後見人（法人である場合を除く。）																																
(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
(5) 支配人																																
(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	「第2」の「1.〈要件1〉…」の本文2～3行目	法制上、供託物は、金銭・有価証券・振替国債その他の有体物	法制上、供託物は、金銭・有価証券その他の有体物	25/2/26
170	「1. 差押金額が供託金払渡請求権の額以下の場合」の1～2行目	供託金払渡請求権に対する差押えの場合も、金銭債権に対する差押えと同様、差押えが競合しない限り、	供託金払渡請求権に対する差押えの場合、差押えが競合しない限り、	25/6/18

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
319	「仮差押決定書サンプル」の枠内5行目	て、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、 債務者 に	て、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、 債権者 に	25/2/26
333	図	<pre> graph TD A[保全命令の認可・変更・取消し、 保全命令申立ての却下(32 I)] --> B[保全抗告(41 I)] A --> C[保全命令の取消し、 保全命令申立ての却下(32 I)] B --> D[保全抗告(41 I)] C --> D D --> E[保全命令の認可・ 変更・取消し、 保全命令申立ての却下(注2)] D --> F[保全命令の取消し、 保全命令申立ての却下(注2)] E --> G[保全命令の認可・ 変更・取消し、 保全命令申立ての却下(32 I)] F --> G G --> H[保全命令の認可・ 変更・取消し、 保全命令申立ての却下(32 I)] H --> I[即時抗告の却下(19 II)(注2)] I --> J[保全命令(14~16)] J --> K[保全異議の申立て(26)] J --> L[保全取消しの申立て(37~39)(注3)] K --> M[保全命令の認可・ 変更・取消し、 保全命令申立ての却下(注4)] L --> M M --> N[即時抗告の却下(19 II)(注2)] N --> O[保全命令(14~16)] O --> P[保全異議の申立て(26)] O --> Q[保全取消しの申立て(37~39)(注3)] P --> R[保全命令の認可・ 変更・取消し(注4)] Q --> R </pre>	<pre> graph TD A[保全命令の認可・ 変更・取消し(32 I)] --> B[保全抗告(41 I)] A --> C[保全命令の取消し、 保全取消しの申立ての却下(37 III・38 I・39 I)] B --> D[保全抗告(41 I)] C --> D D --> E[保全命令の認可・ 変更・取消し(注2)] D --> F[保全命令の取消し、 保全取消しの申立ての却下(注2)] E --> G[保全命令の認可・ 変更・取消し(注2)] F --> G G --> H[保全命令の認可・ 変更・取消し(注4)] H --> I[即時抗告の却下(19 II)(注2)] I --> J[保全命令(14~16)] J --> K[保全異議の申立て(26)] J --> L[保全取消しの申立て(37~39)(注3)] K --> M[保全命令の認可・ 変更・取消し(注4)] L --> M </pre>	25/2/26
337	上から2つ目の側注4～5行目	があっても 債務者 に不利益は生じないから	があっても 債権者 に不利益は生じないから	25/2/26

刑法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
127	「4. 過失傷害の罪」の「(2) 業務上過失致死傷罪」の ex	ex. 親が家庭内で行う育児	〈削除〉	25/3/19

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	民法総則 問27 (H15-04-オ) の解説3行目	権を付与する旨の審判をすることができる（876の41）。	権を付与する旨の審判をすることができる（876の91）。	23/5/12
37	民法総則 問123 (H15-05-オ, H19-07-オ, H27-05-ウ) の解説2行目	94条2項の「第三者」に含まれる（大判昭48.6.28）。	94条2項の「第三者」に含まれる（最判昭48.6.28）。	24/4/17
61	民法総則 問188 (H09-02-オ) の解説3～5行目	効の効果は本人に帰属する。ただし、代理人と相手方が、本人を欺くことを目的として、通謀虚偽表示をした場合、その無効の効果が本人に帰属するか否かは、民法94条2項の適用によって決する。	効の効果は本人に帰属する。	23/6/15
63	民法総則 問194 (H22-05-オ) の解説	173の解説である通り、Bが未成年者の代理人であっても取り消すことはできないので、効力が生じないということはできない。	制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない（民102本文）。Bが未成年者の代理人であっても取り消すことはできないので、効力が生じないということはできない。	23/5/12
73	民法総則 問227 (R02-05-ア) の解説2行目	「の法律上の地位が生じる」（最判昭46.4.20）。	「の法律上の地位が生じる」（最判昭40.6.18）。	24/4/17
101	民法総則 問307 (H29-06-ア) の解説6行目	2025年12月1日に債務承認をしたAは、	2025年12月1日に債務承認をしたBは、	25/1/8
104	民法総則 問320 (H21-05-イ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は更新する。	24/6/26
104	民法総則 問321 (H21-05-オ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
106	民法総則 問330 (H21-05-ウ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
135	物権法 問35 (H19-09-3) の解説1行目	採石権は不動産登記法3条9号、82条に	採石権は不動産登記法3条10号、82条に	23/5/12
136	物権法 問43 (H04-13-ウ) の問題1行目	債権者Bとの間で抵当権設定契	債権者Bとの間で抵当権設定契	23/9/14

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
139	物権法 問50 (R02-07-ア) の解説 3 行目	にすぎないものは登記の欠餓を主張	にすぎないものは登記の欠缺を主張	24/10/16
143	物権法 問64 (H10-14-I) の解説 2 ~ 3 行目	かかる登記を対抗要件として捉えているため登記をまだ得ていないAはCに対抗できないことになる。	かかる登記を対抗要件として捉えているため、登記をまだ得ていないCに対してAは自己の所有権を対抗することができる。	25/5/21
190	物権法 問216 (S58-12-4, H03-21-I) の問題及び解答解説	動産の売主に取消事由となり得る錯誤があった場合には、買主は、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	25/5/21
201	物権法 問251 (H29-09-I) の解説 3 ~ 6 行目	本肢において、Dは動産甲をそれが盗品であることを知っており「侵奪の事実を知っていたとき」に当たるが、占有を侵奪した者であるBから動産甲を譲り受けているわけではないため、「占有を侵奪した者の特定承継人」に当たらない。したがって、Aは、Dに対し、	そして、一旦善意の特定承継人の占有を介した場合、その後に占有を特定承継した者が悪意であっても、この者に対しては占有回収の訴えを提起することができない（大判昭13.12.26）。したがって、本肢のAは、Dに対し、	23/6/15
235	物権法 問357 (H22-09-I, H27-10-I) の解説末尾	賠償分割は認められる（258 I ②）。	賠償分割は認められる（258 II ②）。	24/5/22
239	物権法 問370 (H02-17-1, H26-10-ウ) の解説 1 行目	地上権の存続期間については、永小作権（218）や	地上権の存続期間については、永小作権（278）や	23/5/12
279	物権法 問500 (R04-13-オ) の解説 6 行目	ればならない負担から留置権者を開放するために認められた手続	ればならない負担から留置権者を解放するために認められた手続	24/8/14
305	物権法 問588 (R03-12-オ) の解説 4 行目	467)。本問では、質権者Aが第三債務者Cに対する債権を目的とする質権を設定し、	467)。本問では、質権設定者Aが第三債務者Cに対する債権を目的とする質権を設定し、	23/12/15
343	物権法 問697 (H29-13-イ) の解説 4 行目	（388）。したがって、本問では、法定地上権成立の要件をみたす。	（388）。これは一般債権者の申立てによる強制競売であっても同様である（大判大3.4.14）したがって、本問では、法定地上権が成立する。	23/6/15
349	物権法 問714 (H28-14-イ) の解説 8 行目	後順位者が甲と地の抵当権	後順位者が甲土地の抵当権	23/9/14
357	物権法 問727 (H29-12-ウ) の解説 5 行目	当権を有し、この抵当権はAとCの準共有になる。	当権を有し、この抵当権はBとEの準共有になる。	23/5/12
385	物権法 問820 (H25-15-イ、H元-12-3) の解説末尾	根抵当権を新債務に移すことはできない（398の7 III）。	根抵当権を新債務に移すことはできない（398の7 IV）。	23/6/15
407	物権法 問876 (R02-15-I) の解説 4 行目	第三者意義の訴えにより、	第三者異議の訴えにより、	25/7/9

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
423	債権法 問23 (H29-17-ウ) の解説 3行目	建物賃貸人（賃借人）の有する借地法10条による建物買取請求権を	建物賃貸人（賃借人）の有する借地法14条による建物買取請求権を	23/6/15
431	債権法 問51 (H02-05-4) の解説 2行目	効の完成猶予事由になるとしている（147①、大判15.3.15）。	効の完成猶予事由になるとしている（147①、大判昭15.3.15）。	23/6/15
435	債権法 問68 (H30-16-3) の解説	者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる（424の5①）。	者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる（424の5①）。	23/6/15
437	債権法 問73 (H07-08-1) の解説	詐害行為取消権（424）の被保全債権は、詐害行為がされる前に成立していることを要する（424Ⅲ）から、贈与契約当時、債権がまだ成立していないければ、その贈与契約に基づく登記が債権の成立後にされても、その贈与契約を詐害行為として取り消すことはできない。なお、債権の成立後にされた登記についても詐害行為として取り消すことはできない（大判大6.10.30、最判昭55.1.24）。	詐害行為取消権（424）の被保全債権は、詐害行為がされる前に成立していることを要する（424Ⅲ）から、売買契約当時、被保全債権がまだ成立していないければ、その売買契約に基づく登記が被保全債権の成立後にされても、その売買契約を詐害行為として取り消すことはできない。なお、被保全債権の成立後にされた登記についても詐害行為として取り消すことはできない（大判大6.10.30、最判昭55.1.24）。	24/4/17
457	債権法 問144 (H27-17-ア) の解説 6行目	は、公正証書を要する特則があることに注意（456の6以下）。	は、公正証書を要する特則があることに注意（465の6以下）。	25/7/9
483	債権法 問222 (H04-10-1) の解説 2～4行目	と同一の効力が生じる契約である。代物給付が不動産所有権の移転であるときは、登記並びに引渡しを完了しなければ代物弁済契約は成立しない（最判昭39.11.26）。	と同一の効力が生じる契約である。代物給付が不動産所有権の譲渡であるときは、登記手続きが完了した時に債務消滅の効力が生ずる（最判昭39.11.26）。	24/3/15
494	債権法 問265 (H21-18-ア) の問題 1行目	敷金返還債務と賃借人の	敷金返還債務と賃借人の	23/9/14
496	債権法 問269 (H08-08-ア, H元-15-1, H23-16-3) の問題 3行目	いない場合には、AはBに対して売買代金を請求することができる。	いない場合には、BはAの売買代金請求を拒むことができない。	24/7/31
523	債権法 問350 (H20-17-ウ) の解説	消費貸借の借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる（591Ⅱ）。したがって、目的物の返還の時期の定めがある場合であっても、借主は、いつでもその返還請求をすることができる。	消費貸借の借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる（591Ⅱ）。	24/11/6
526	債権法 問366 (H11-06-1, H25-19-ア, R04-18-オ) の問題 1行目	当事者が返還の時期又は使用収益の目的を	当事者が返還の時期並びに使用収益の目的を	24/3/15
526	債権法 問368 (R04-18-ア) の問題 2行目	請求権については、貸主が返還を受けた時から	請求権については、使用貸借の貸主が返還を受けた時から	24/11/6

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
526	債権法 問369 (R04-18-1) の問題 1 行目	借主が目的物の通常の必要費を支出したときは、	使用貸借の借主が目的物の通常の必要費を支出したときは、	24/11/6
526	債権法 問370 (R04-18-ウ) の問題 1 行目	借主が目的物の改良のための費用を支出したときは、	使用貸借の借主が目的物の改良のための費用を支出したときは、	24/11/6
535	債権法 問393 (H28-18-1) の解説 2 行目	しなければ 貯貸人 に対抗できない旨定める。	しなければ 貯借人 に対抗できない旨定める。	24/5/22
578	家族法 問5 (H23-21-ウ) の問題及び解答解説	離婚した日から3か月を経過した男と、夫死亡の日から3か月後だがその間に子を出産した女とは、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
578	家族法 問6 (H25-20-ア) の問題及び解答解説	再婚禁止期間内にした婚姻であっても、女性が当該婚姻後に出産したときは、当該婚姻の取消しを〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
601	家族法 問88 (H28-20-1) の解説 1 行目	772条2項は、「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から	772条2項は、「婚姻の解消若しくは取消しの日から	23/5/19
601	家族法 問90 (H18-21-ア) の解説 3～7 行目	ていて、推定を及ぼすことが不自然な場合である「推定の及ばない子」、③母の婚姻後に出生しているが、婚姻中の懐胎でない「推定されない嫡出子」がある（大連判昭15.1.23）。夫が嫡出である子との間の親子関係を否定するためには、①の場合には嫡出否認の訴えによらなければならず（775）、②又は③の場合には親子関係不存在確認の訴えによればよい。	ていて、推定を及ぼすことが不自然な場合である「推定の及ばない子」がある。夫が嫡出である子との間の親子関係を否定するためには、①の場合には嫡出否認の訴えによらなければならず（775）、②の場合には親子関係不存在確認の訴えによればよい。	23/5/19
602	家族法 問92 (H04-21-イ、H18-21-ウ、S53-18-2) の問題及び解答解説	婚姻成立の日から80日目に産んだ子を夫が嫡出子として出生届をした場合に、夫はその子との間で親子関係を〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
602	家族法 問94 (H09-18-ウ) の問題及び解答解説	母の婚姻が成立した日から200日以内に出生した子の嫡出性に争いがあるときは、母は、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
603	家族法 問91 (S63-18-1、H05-19-イ、H18-21-イ) の解説	婚姻が成立した日から200日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものとの推定を受けないが（772 II）、このような子も嫡出子と扱う必要性があるため、判例は、婚姻に先行する内縁関係の継続中に懐胎があれば、婚姻届出後200日以内に生まれた子も嫡出子としての身分を取得することを認めており（大連判昭15.1.23）、さらに戸籍実務においては、内縁関係の先行の有無にかかわらず嫡出子として取り扱われている（昭15.4.8民甲432号）。このような子を「推定されない嫡出子」という。	772条1項は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」と規定している。	23/5/19
604	家族法 問97 (H24-21-ウ) の問題及び解答解説	前夫との婚姻の解消の日から1年後であって、後夫との婚姻の成立の日から250日後に生まれた子について、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
604	家族法 問98 (H05-19-I) の問題及び解答解説	Aは、甲男と乙女の間の子である。Aが甲乙の婚姻成立の日から200日後に出生した場合であっても、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
604	家族法 問100 (H14-19-オ) の問題1行目	嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが、	父の嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが、	23/5/19
604	家族法 問102 (H24-21-ホ、H27-20-I) の問題1行目	嫡出否認の訴えは、子の出生の時から1年以内に	父の嫡出否認の訴えは、子の出生の時から1年以内に	23/5/19
604	家族法 問103 (H14-19-I、S53-18-3) の問題及び解答解説	成年被後見人であっても意思能力を有するときは、夫は子の出生を知った日から1年以内に限り、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
604	家族法 問104 (H14-19-ア) の問題及び解答解説	婚姻成立から200日後で、かつ、婚姻の取消しから300日以内に生まれた子であっても、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
605	家族法 問99 (H09-18-イ、H31-20-1) の解説	嫡出否認の訴えの被告は、子又は親権を行う母であり (775前段)、親権を行う母がないときは、家庭裁判所に申請して、特別代理人を選任することになる (同後段)。	父の嫡出否認の訴えの被告は、子又は親権を行う母であり (775 I ①)、親権を行う母がないときは、家庭裁判所に申請して、特別代理人を選任することになる (775 II)。	23/5/19
605	家族法 問100 (H14-19-オ) の解説	嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが (775前段)、子が意思能力を有せず、母が死亡している場合の相手方は、家庭裁判所が選任した特別代理人である (775後段)。	父の嫡出否認の訴えの相手方は、子又は親権を行う母であるが (775 I ①)、子が意思能力を有せず、母が死亡している場合の相手方は、家庭裁判所が選任した特別代理人である (775 II)。	23/5/19
605	家族法 問102 (H24-21-ホ、H27-20-I) の解説	嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない (777)。	父の嫡出否認の訴えは、父が子の出生を知った時から3年以内に提起しなければならない (777①)。	23/5/19
606	家族法 問107 (H14-19-イ) の問題及び解答解説	内縁中に母が懐胎し、母の婚姻成立後に生まれた子は、婚姻成立後200日以内に出生したものであっても、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
606	家族法 問108 (H24-21-イ) の問題及び解答解説	婚姻の成立の日から100日後であって、内縁関係の成立の日から250日後に生まれた子について、夫が父子関係を〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
606	家族法 問109 (H09-18-オ) の問題及び解答解説	母の前婚が解消した日から300日以内で、かつ、後婚が成立了日から200日後に出生した子について、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/5/19
607	家族法 問106 (H14-19-ウ、H27-20-オ) の解説1行目	離婚日から300日以内に生まれた子は、嫡出性の推定を受ける (772) が	離婚日から300日以内に生まれた子は、嫡出性の推定を受ける (772 I II) が	23/5/19
607	家族法 問110 (H18-21-オ) の解説7~8行目	(774)。なお、嫡出否認の訴えは夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない (777)。	(774)。	23/5/19

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
613	家族法 問129 (H30-21-1) の解説 1～2行目	子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる (786)。	子は、認知に対して反対の事実を主張することができる (786①)。	23/5/19
613	家族法 問130 (H30-21-I) の解説	子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる (786)。そして、最判平26.1.14によれば、認知者は、786条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知した場合においても異なるところはない。本肢は、自らした認知の無効を主張することができないとする点で、誤っている。	認知をした者は、認知に対して反対の事実を主張することができる (786②)。	23/5/19
617	家族法 問142 (H18-22-5) の解説 2～3行目	子に直系卑属があることを必要とする (783 II 前段)。	子に直系卑属があることを必要とする (783 III 前段)。	23/5/19
617	家族法 問143 (R04-20-ウ) の解説 3行目	その承諾を得なければならない (民783 II)。	その承諾を得なければならない (民783 III)。	23/5/19
628	家族法 問194 (H元-20-1) の問題及び解答解説	甲男と乙女が甲の氏を称する婚姻をし、婚姻後100日目に丙子が出生した場合、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	23/8/10
652	家族法 問282 (H11-05-5) の問題 1行目	AのBに対する債権をCが譲り受けようとする場合に、	AのBに対する債権をCが譲り受けようとする場合に、	25/2/26
712	家族法 問496 (R03-22-1) の問題	遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の不動産を共同相続人の1人に承継させる旨の遺言がされた場合には、遺言執行者は、単独で、当該遺言に基づいて被相続人から当該共同相続人の1人に対する所有権の移転の登記を申請することはできない。	Aを被保険者とする生命保険契約において、保険金の受取人がBとされていた場合に、その後、Aのした遺言において保険金の受取人をBからCに変更することは、Cに対する遺贈に当たる。	23/8/10
713	家族法 問496 (R03-22-1) の解説	× 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が対抗要件を備えるために必要な行為（所有権移転登記の申請など）をすることができる (1014 II)。よって、遺言執行者は、単独で、当該遺言に基づいて被相続人から当該共同相続人の1人に対する所有権の移転の登記を申請することができる。	× 自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできない（最判平14.11.5）。よって、Aのした遺言において保険金の受取人をBからCに変更することは、Cに対する遺贈に当たらない。	23/8/10
720	家族法 問517 (H29-23-オ) の問題	Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分侵害額請求権行使することができない。	Aが、遺言により、乙土地及び丙土地のCに対する遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分侵害額請求権行使することができない。なお、C及びDはAの相続人である。	25/3/19

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
29	問70 (R03-13-オ) の解説 2 ~ 4 行目	当該他人に登記完了証が通知される (不登規183 ②)。そして、この点を本間にあてはめると、登記完了証は被代位者である当該相続人に通知されるため、	当該他人に登記が完了した旨を通知しなければならない (不登規183 ②)。そして、この点を本間にあてはめると、登記が完了した旨を被代位者である当該相続人に通知しているため、	25/3/19
33	問82 (H25-19-イ) の解説 5 行目	その所有権の移転の登記がされた場合、官公署の嘱託により抹消	その所有権の移転の登記がされた場合、裁判所書記官の嘱託により抹消	25/5/21
47	問99 (H22-22-オ) の正誤及び解説 5 ~ 8 行目	○ る (昭28.8.10第1392号)。共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになるが、例外として遺産分割又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	✗ る (昭28.8.10第1392号)。また、この場合、登記権利者が単独で申請することもできる (令5.3.28民二538号)。	23/11/10
87	問189 (H12-15-イ) の正誤及び解説	○ 債権者代位により、相続による所有権移転登記がされた後、相続放棄者がいることが判明した場合、債権者が代位により所有権更正登記を申請することはできない (登研504-199)。また、他の相続人が単独で更正登記を申請することもできない。所有権更正登記は、原則として共同申請によるからである (60)。共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになるが、例外として遺産分割又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	✗ 共同相続を原因とする所有権移転の登記がされた後、登記名義人中相続放棄者がいることが判明した場合、登記権利者は単独で所有権更正登記を申請することができる (令5.3.28民二538号)。そのため、当該権利者の債権者は、代位により単独で申請することができる。	24/1/15
91	問201 (R02-14-ウ) の解説 5 行目	抹消を中訣することができる (昭43.5.29民甲1830号)。	抹消を申請することができる (昭43.5.29民甲1830号)。	25/5/21
95	問210 (H25-13-ウ) の解説	複数不動産に関する一括申請は、原則として、①登記所の管轄、②「登記の目的」、③「登記原因及びその日付」が同一である場合にすることができる (不令4)。本肢の場合は、②・③を充足しないので一括申請をすることができない。	一の申請情報によって申請をするためには、登記申請の当事者が同一でなければならないが、本肢の場合、登記の申請人が異なる。根抵当権の元本の確定の登記は、根抵当権者と設定者が共同して、又は根抵当権者が単独で申請するのに対し、代位弁済による根抵当権の移転の登記は、代位弁済をした者と根抵当権者が共同で申請する。したがって、登記の申請人が異なるため、これらの登記を一の申請情報で申請することはできない。	25/1/8
114	問274 (H13-12-4) の問題 3 行目	相続放棄の申述の受理証明書を添付	相続放棄の申述の受理証明書及び相続を証する公文書を添付	23/11/10

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
115	問273 (H05-16-I) の正誤及び解説 4行目	×	○ <p>(平2.1.20民三156号)。この更正登記は、丙の単独申請によることはできず、登記権利者を丙、登記義務者を甲・乙とする共同申請により申請することになる。</p>	23/11/10
	問274 (H13-12-4) の正誤及び解説	× 共同相続の登記後、相続人中の一部の者が相続放棄をした場合は、その者ははじめから相続人ではなかったことになるので（民939）、その者を除外するために更正登記を申請することができる。その場合の登記手続は、相続放棄をした者（本問のB）を登記義務者、登記上持分が増加する者（本問のC）を登記権利者として、共同申請による。	○ 本肢記載のとおりである（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
121	問295 (H03-23-1) の解説	共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在不明であるときに、判決を得なくても登記権利者が単独で抹消登記の申請をすることができる場合は3つある（70）。①非訟事件手続法106条1項の除権決定があった場合。②登記権利者が先取特権・質権・抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報を提供した場合。③先取特権・質権・抵当権の被担保債権の弁済期から20年経過後に当該被担保債権・利息・損害金の全額に相当する金銭が供託されたことを証する情報を提供することにより、登記権利者単独で当該抵当権の抹消登記を申請することができる（70IV後段、不登令別表26項添）。また、この場合、抵当権者の所在が知れないと証する情報及び債権の弁済期を証する情報の提供も必要とされている。	抵当権者が所在不明である場合、抵当権の被担保債権の弁済期から20年経過後に当該被担保債権・利息・損害金の全額に相当する金銭が供託されたことを証する情報を提供することにより、登記権利者単独で当該抵当権の抹消登記を申請することができる（70IV後段、不登令別表26項添）。また、この場合、抵当権者の所在が知れないと証する情報及び債権の弁済期を証する情報の提供も必要とされている。	24/3/15
222	問569 (H19-12-4) の問題 1行目	満19歳の未成年者が	未成年者が	24/2/15
256	問670 (H03-20-2) の問題	甲が単独で丙から譲り受けたのに、誤って甲・乙共有名義でなされた所有権移転登記について、乙及び丙を登記義務者、甲を登記権利者とし、錯誤を登記原因として、甲の単独所有名義とする更正の登記を申請することができる。	甲の単独の所有権であるのに、誤って甲・乙共有名義の相続による所有権保存の登記をした後、丙のために抵当権設定の登記をした場合には、甲及び乙は申請書に丙の承諾書を添付して、甲単独の所有権名義とする更正の登記の申請をすることができる。	24/3/15
257	問670 (H03-20-2) の解説	甲・乙共有名義の所有権移転登記を甲単有名義に更正する登記を申請する場合は、登記権利者は甲、登記義務者は乙及び前所有権登記名義人（本肢においては丙）となる。	丙の抵当権が設定されている甲・乙共有の所有権登記を甲単有名義に更正する登記を申請する場合、乙の持分に関しては丙の抵当権は消滅することになるため、丙は当該所有権の更正登記の利害関係人に該当する。したがって、申請情報と併せて丙の承諾を証する丙が作成した情報又は丙に対抗することができる裁判があつたことを証する情報を提供することを要する（68、不登令別表26項添ト）。	24/3/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																																
258	問673 (H08-27-ウ) の問題「甲区3番」の「原因」	甲区3番 所有権移転 平成17年6月1日受付第600号 原因 平成17年5月31日 所有者C	甲区3番 所有権移転 平成17年6月1日受付第600号 原因 平成17年5月31日売買 所有者C	24/4/17																																																
286	問726 (H23-23-イ) の問題2行目	あること又は受記権利者本人であることの確認を怠って	あること又は登記権利者本人であることの確認を怠って	25/5/21																																																
328	問807 (R03-26) の問題中の登記記録	(甲土地の登記記録の権利部の表示) <table border="1"><thead><tr><th colspan="4">権利部(甲区) (所有権に関する事項)</th></tr><tr><th>順位番号</th><th>登記の目的</th><th>受付年月日・受付番号</th><th>権利者その他の事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>所有権移転</td><td>令和3年9月5日 第13000号</td><td>原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎</td></tr><tr><td>2</td><td>所有権移転 仮登記</td><td>平成30年4月20日 第6000号</td><td>原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 所有者 A市B町150番地 内野二郎</td></tr><tr><td></td><td>余白</td><td>余白</td><td>余白</td></tr><tr><td></td><td>所有権移転</td><td>令和2年6月22日 第8000号</td><td>原因 平成2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀</td></tr></tbody></table>	権利部(甲区) (所有権に関する事項)				順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎	2	所有権移転 仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 所有者 A市B町150番地 内野二郎		余白	余白	余白		所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 平成2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀	(甲土地の登記記録の権利部の表示) <table border="1"><thead><tr><th colspan="4">権利部(甲区) (所有権に関する事項)</th></tr><tr><th>順位番号</th><th>登記の目的</th><th>受付年月日・受付番号</th><th>権利者その他の事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>所有権移転</td><td>令和3年9月5日 第13000号</td><td>原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎</td></tr><tr><td>2</td><td>条件付所有権 移転仮登記</td><td>平成30年4月20日 第6000号</td><td>原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 内野二郎</td></tr><tr><td></td><td>余白</td><td>余白</td><td>余白</td></tr><tr><td>3</td><td>所有権移転</td><td>令和2年6月22日 第8000号</td><td>原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀</td></tr></tbody></table>	権利部(甲区) (所有権に関する事項)				順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎	2	条件付所有権 移転仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 内野二郎		余白	余白	余白	3	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀	24/3/15
権利部(甲区) (所有権に関する事項)																																																				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項																																																	
1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎																																																	
2	所有権移転 仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 所有者 A市B町150番地 内野二郎																																																	
	余白	余白	余白																																																	
	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 平成2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀																																																	
権利部(甲区) (所有権に関する事項)																																																				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項																																																	
1	所有権移転	令和3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎																																																	
2	条件付所有権 移転仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 内野二郎																																																	
	余白	余白	余白																																																	
3	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀																																																	
331	問810 (H16-25-ア) の解説3～4行目	ことができる。しかし登記の申請が却下された場合には、申請書及び添付書類が還付されないため、この申出をすることができない。	ができる。しかし登記の申請が却下された場合には、申請書が還付されないため、この申出をすることができない。	24/1/15																																																
337	問834 (H23-14-イ) の解説末尾	のとして却下される（大判明39.10.31、25⑯、不登令20⑯）。	のとして却下される（大判明39.10.31、25⑯、不登令20⑯）。	24/3/15																																																
341	問844 (H04-18-1, R03-12-ア) の解説末尾	る（19Ⅲ・25⑯、不登令20⑯、昭30.4.11民甲693号）。	る（19Ⅲ・25⑯、不登令20⑯、昭30.4.11民甲693号）。	24/3/15																																																
349	問875 (R02-25-ウ) の解説末尾	という規定は適用除外されていない。	という規定は適用除外されていない。しかし、審査請求の取下げは、書面でするべきである（行服27Ⅱ）ため本肢は誤っている。	23/12/15																																																
367	問23 (H11-18-ウ) の解説	本肢のような74条1項1号と2項の規定の適用を同時に受ける所有権保存登記はできない。試験対策上、保存登記の申請書に記載する根拠条項は一つであると認識してほしい。	74条2項の保存登記の申請適格者は、表題部所有者から直接所有権を取得した者に限られる。本肢のCは、相続したBの持分については、74条2項の申請適格を満たさず、直接C名義の所有権の保存登記を申請することはできない。	25/4/17																																																
367	問24 (H15-22-イ) の解説	本肢のような74条1項1号と2項の規定の適用を同時に受ける所有権保存登記はできない。試験対策上、保存登記の申請書に記載する根拠条項は一つであると認識してほしい。	74条2項の保存登記の申請適格者は、表題部所有者から直接所有権を取得した者に限られ、表題部所有者の相続人からの譲受人は含まれない。したがって、本肢のCは、自らを名義人とする所有権保存登記を申請することができない。	25/4/17																																																

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
373	問43 (H11-13-1) の解説 3 ～6行目	共同相続登記がされた「後」に寄与分が定められ、共同相続人の相続分が登記された持分と異なることとなった場合においては、錯誤を原因とする当該相続登記の更正の登記（共同申請）をする（昭55.12.20民三7145号）。なお、共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになる（本肢の事例）が、遺産分割又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	共同相続登記がされた「後」に寄与分が定められ、共同相続人の相続分が登記された持分と異なることとなった場合においては、錯誤を原因とする当該相続登記の更正の登記（共同申請）をする（昭55.12.20民三7145号）。	23/12/15
379	問53 (H03-22-1) の解説 4 ～7行目	遺産分割協議の成立の日付で持分全部移転登記をすることになる（昭28.8.10民甲1392号）。なお、共同相続登記がされた後に相続分を修正する事情が生じた場合、原則として更正登記をすることになるが、遺産分割（本肢の事例）又は相続分の譲渡の場合は移転登記をすることになるので区別を要する。	遺産分割協議の成立の日付で持分全部移転登記をすることができる（昭28.8.10民甲1392号）。	24/2/15
389	問87 (H16-26-ア) の解説の 最後に追加	申請することができる（平2.1.20民三156号）。	申請することができる（平2.1.20民三156号）。 なお、この場合、登記権利者の単独申請によることもできる（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
391	問90 (H16-26-イ) の解説	共同相続登記がされた後、共同相続人の一人が遺産分割により所有権を取得した場合、不動産を当該相続人名義にするときには、原則どおり遺産分割により持分を取得した者を登記権利者、権利を失う者を登記義務者として共同申請による持分移転登記によらなければならない（昭28.8.10民甲1392号）。試験対策上、共同相続登記後に遺産分割協議又は相続分の譲渡があった場合は、更正によらず移転登記によることは重要なポイントである。	共同相続を原因とする所有権移転の登記がされた後、遺産分割により所有権を取得した者は、単独で遺産分割を原因とする所有権更正登記を申請することができる（令5.3.28民二538号）。なお、この場合、遺産分割を原因とする共同申請による所有権移転登記によることもできる。	23/11/10
416	問147 (H11-20-イ) の問題 5 行目	CはDの登記の欠触を主張する	CはDの登記の欠缺を主張する	25/7/9
417	問147 (H11-20-イ) の解説 5 行目	CはDの登記の欠触を主張する	CはDの登記の欠缺を主張する	25/7/9
419	問156 (R02-13-イ) の解説末尾	人の住所変更登記の申請をしなければならない（登研380-81）。	人の住所変更登記の申請をしなければならない（登研380-81）。なお、相続人に対する遺贈の場合には、遺贈者の住所の変更の登記を省略することができる（令5.3.28民二538号）。	23/11/10
453	問256 (H07-16-5) の解説 4 行目	登記義務者を共同根抵当権者とする共同	登記義務者を共同抵当権者とする共同	23/12/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
456	問272 (H10-20-カ) の問題文	共同して登記の抹消の申請をすべき者が行方不明で、不動産登記法70条4項後段の規定により登記権利者のみで抵当権設定登記の抹消を申請する場合には、申請書に、共同して登記の抹消の申請をすべき者共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面として、共同して登記の抹消の申請をすべき者共同して登記の抹消の申請をすべき者の登記記録上の住所にあてた被担保債権の受領催告書が到達しなかったことを証する書面を添付すれば足りる。	共同して登記の抹消の申請をすべき者が行方不明で、不動産登記法70条4項後段の規定により登記権利者のみで抵当権設定登記の抹消を申請する場合には、申請書に、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面として、共同して登記の抹消の申請をすべき者の登記記録上の住所にあてた被担保債権の受領催告書が到達しなかったことを証する書面を添付すれば足りる。	23/12/15
458	問274 (R03-21-オ) の問題1 行目	不動産登記法第70条第3項後段	不動産登記法第70条第4項後段	23/11/10
458	問277 (H10-20-オ) の問題2 行目	合において、当該共同担保物件の一部について	合において、当該共同担保物件の一部について	25/5/21
459	問274 (R03-21-オ) の解説6 行目	(不登法70条3項	(不登法70条4項	23/11/10
478	問322 (R04-14) の問題アの 第2欄	BからCへの抵当権B持分の移転の登記	BがCに譲渡した債権の額	23/12/15
479	問322 (R04-14) の解説ア	ア 要しない 抵当権の持分移転の場合は、既に抵当権登記名義人の持分が登記記録に表示されているため、移転した持分を申請情報の内容とすることを要さない（平28.6.8民二386号記録例386）。	ア 要しない 抵当権の持分移転の場合は、既に抵当権登記名義人の債権額が登記記録に表示されているため、移転した債権額を申請情報の内容とすることを要さない（平28.6.28民二386号記録例386）。	23/12/15
483	問334 (H13-27-I) の解説5 行目	の実行により元本が確定するので（民398の20③）、	の実行により元本が確定するので（民398の20①）、	24/4/17
493	問361 (H16-20-イ) の解説1 行目	当初の確定期日前に根抵当権者と設定者との	当初の確定期日前に根抵当権者と設定者との	25/6/18
541	問493 (H02-19-3) の解説4 ～6行目	としない。なお、当該仮登記の本登記をする場合には、登記官が当該根抵当権の登記を職權で抹消することになる（昭46.12.11民三532号）。試験対策上、申請人本人の承諾書が必要にならないことは重要である。	としない。	24/6/26
570	問559 (R03-21-I) の問題3 ～4行目	所在が不明である場合であっても、不動産登記法第70条第3項後段の規定による当該抵当権の	所在が不明である場合であっても、不動産登記法第70条第3項の規定による当該抵当権の	24/1/15
571	問559 (R03-21-I) の解説6 行目	るため、不登法70条3項後段の規定による抵当権の設定登記の抹消を申請	るため、不登法70条3項の規定による抵当権の設定登記の抹消を申請	24/1/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
621	問684 (H29-26-4) の解説	103条1項は、委託者の住所「について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない」と規定しており、この登記の申請は、受託者の単独申請による。そのため、AとCが共同して申請する必要はない。	信託の登記において、委託者は登記事項(97Ⅰ①)であり、当該登記事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない(103Ⅰ)。したがって、委託者の変更の登記は、受託者が申請する。	25/1/8
665	問788 (R02-22) の解説イ	本肢のような場合にCという抹消登記がされる権利者への通知をしたことを証する情報の提供は必要である(不登令7Ⅰ⑥、不登令別表71項添)。しかし、その他も者に対する同様の情報の提供を求める規定は存在しない。よって、Aに対して当該情報の提供はする必要がない。	本肢の場合、抹消される登記の権利者に対しその旨の通知をしたことを証する情報の提供は必要であるが、他の者に対し通知をしたことを証する情報を提供しなければならないとする規定はない(不登令7Ⅰ⑥、不登令別表71項添)。 よって、本肢の場合、Cに対しあらかじめ通知したことを証する情報は提供しなければならないが、Aに対しあらかじめ通知したことを証する情報を提供することは要しない。	24/3/15
673	問805 (H31-26-ア) の正誤及び解説	× 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して不動産登記規則第247条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる(不登規37の3)。法定相続情報一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供したとしても、戸籍の全部事項証明書の提供を省略することはできない。	○ 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる(不登規37の3Ⅰ本文)。法定相続情報一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供することで、戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。	24/5/22

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	問23 (H29-27-I) の解説	「発起人(株式会社の成立後にはあっては、当該株式会社)は、定款を発起人が定めた場所(株式会社の成立後にはあっては、その本店及び支店)に備え置かなければなら」ず(31Ⅰ)、「発起人(株式会社の成立後にはあっては、その株主及び債権者)は、発起人が定めた時間(株式会社の成立後にはあっては、その営業時間)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる」。	設立時募集株式の引受人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、定款の閲覧の請求をすることができる(102Ⅰ、31Ⅱ①)。設立時募集株式の引受人の閲覧請求は、払込金額の払込みを行う前であって也可能である。	24/5/22
52	問168 (H04-33-1) の問題1 行目	払込期日前に発行された株券は、	払込期日前に発行された株券は、	25/6/18
67	問212 (H16-28-I) の解説1 ～2行目	株式会社に対し、譲渡制限株式を指定買取人が買い取ることを	株式会社に対し、譲渡制限株式を指定買取人が買い取ることを	25/5/21

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
125	問390 (H10-30-ア) の解説 5 ～13行目	通知し、実際の株主総会で事業譲渡等の決議に反対した 株主であり (469 II①)、株主総会の決議を要しない場合においては、全ての株主（略式手続により事業譲渡等をする場合における当該特別支配会社を除く。）をいう (469 II②)。本肢では、簡単な事業譲渡を考慮しないとしていることから、469条1項かつて書に該当しないため、469条2項にいう「反対株主」にあたれば株式買取請求権を行使できる。 そして、完全無議決権株式を有する株主であっても、株主総会を要しない場合には「反対株主」にあたりうことから、株式買取請求権を行使できないとは断言できないため、本肢は正しいとは言えない。	通知し、実際の株主総会で事業譲渡等の決議に反対した 株主または当該株主総会において議決権を行使することができない株主 (469 II①) であり、株主総会の決議を要しない場合においては、全ての株主（略式手続により事業譲渡等をする場合における当該特別支配会社を除く。）をいう (469 II②)。本肢では、簡単な事業譲渡を考慮しないとしていることから、469条1項かつて書に該当しないため、469条2項にいう「反対株主」にあたれば株式買取請求権を行使できる。 上記から、完全無議決権株式を有する株主は、「反対株主」にあたりることから株式買取請求権を行使できる。よって、本肢は誤っている。	25/5/21
137	問424 (H29-31-ウ) の解説 6 ～7行目	名以内3名以上であって (335 II)、常勤の監査役も欠けておらず (390 III)、4名のうち、3名が社外監査役であるため (335 II)、	名以内3名以上であって (335 III)、常勤の監査役も欠けておらず (390 III)、4名のうち、3名が社外監査役であるため (335 III)、	24/4/17
155	問480 (H28-31-ア) の解説 2 ～3行目	例外として、取締役の過半数が 社外取締役 であって、定款の定めがある場合、	例外として、取締役の過半数が 社外取締役 である場合又は定款で定めた場合、	24/3/15
168	問514 (H28-34-I) の問題 6 行目	株主E が、代表取締役Dに対する特定責任追及の訴えを	A社の株主であるEが提訴請求をする前に、代表取締役Dに対する特定責任追及の訴えを	24/10/16
220	問694 (H06-32-I) の問題 1 行目	株式の譲渡に 上る 取得について	株式の譲渡による取得について	24/10/16
221	問692 (H20-29-ア) の解説 3 ～6行目	できない (113 III)。一方、株式会社が会社法上の公開会社でない場合は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができる (113 III ただし書)。	できない (113 III ①)。一方、株式会社が会社法上の公開会社でない場合は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができる。	24/6/26
245	問775 (H25-34-ア) の解説	持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合には、 定款に別段の定めがない限り、各社員は、事業年度の終了時の6か月前までに持分会社に退社の予告をすることによって、事業年度の終了の時において退社をすることができる (606 I・II)。よって、「退社する6か月前」ではない。	持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合には、 当該持分会社の社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる (会606 I)。この場合、社員は退社する6か月前までに退社の予告をしなければならないが、いつでも退社することができるわけではない。	24/6/26
285	問938 (H31-29-オ) の解説 2 行目	ことができる (238 I ①、911 III ⑫ハ)。	ことができる (238 I ①、911 III ⑫ニ)。	24/7/31
351	問60 (H23-35-I) の解説 5～6行目及び9～10行目	を理由として 契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求 をすることが	を理由として 追完の請求、代金減額、損害賠償請求及び契約の解除 をすることが	24/5/22

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
163	問409 (H23-30-ア) の解説 4 行目	本問のような譲渡承認期間の定めも許容され、	本問のような譲渡承認機関の定めも許容され、	25/2/26
193	問495 (H23-35-ア) の解説 2 行目	申請 1 件につき6000円である（登録税別表1.24.(4)二）。	申請 1 件につき6000円である（登録税別表1.24.(3)二）。	25/2/26
299	問751 (H10-31-ウ) の正誤及び解説	<p>○ 商号の譲渡による変更の登記は、譲渡人の承諾書及び商法15条1項の規定に該当することを証する書面を添付して譲受人から申請する（30 II）。そして、この承諾書について譲渡人が提出した印鑑と同一の印鑑での押印を要する（24⑦）。商号譲渡の真正の担保のためである。</p>	<p>✗ この譲渡人の承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない（商登規52の2本文）。ただし、当該承諾書に押印した印鑑と当該譲渡人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、市町村長の作成した印鑑の証明書を添付することを要しない（商登規52の2ただし書）。</p>	25/6/18
302	問764 (S58-39-3、H23-28-ア) の問題及び解答解説	未成年者が婚姻により成年に達したものとみなされたことによる未成年者の〈以下略〉	〈法改正により削除〉	24/8/14
307	問780 (H15-31-イ) の解説 2 行目	また、承認が支配人を選任したときは、	また、商人が支配人を選任したときは、	25/7/9
339	問875 (H03-40-3) の解説	<p>私立学校法においては、理事長が、学校法人を代表し、またその業務を総理し（私学37Ⅰ）、原則として理事長のみが代表権を有する。そして、組合等登記令2条2項4号に掲げられている「代表権を有する者」として、理事長の氏名、住所を登記することになる（平17.3.3民商496号）。また、代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合において、理事長以外の理事が代表権を有するときは、当該理事の氏名、住所及び資格を登記する。したがって、代表権を有しない理事は登記されない。</p>	<p>私立学校法においては、理事長が、学校法人を代表し、またその業務を総理し（私学37Ⅵ）、原則として理事長のみが代表権を有する。そして、組合等登記令2条2項4号に掲げられている「代表権を有する者」として、理事長の氏名、住所を登記することになる（平17.3.3民商496号）。</p>	25/6/18

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
281	問102 (H13-06-イ) の解説 4 行目	を受けることを要する（63 ①②参照）。	を受けることを要する（62 ①②参照）。	25/1/8

憲法・刑法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
86	問74 (R04-25-ウ) の問題3行目	この場合、Aには強制わいせつ罪が	この場合、Aには不同意わいせつ罪が	25/2/26
86	問75 (R04-25-ア) の問題2～3行目	この場合、Aには強制性交等罪が	この場合、Aには不同意性交等罪が	25/2/26
86	問76 (R04-25-オ) の問題2～3行目	この場合、Aには強制性交等罪が	この場合、Aには不同意性交等罪が	25/2/26
87	問74 (R04-25-ウ) の解説	強制わいせつ罪を規定する刑法176条は、「十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。」としている。そして近年の判例によれば「わいせつな行為」に性的意図は不要である（最判平29.11.29）。よって、Aは「十三歳未満の者」に当たるBに対し、自らの陰茎を触らせるという「わいせつな行為をした者」に当たる以上、強制わいせつ罪が成立する。したがって、本肢は誤りである。	「16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者」には不同意わいせつ罪が成立する（176Ⅲ）。そして近年の判例によれば「わいせつな行為」に性的意図は不要である（最判平29.11.29）。よって、本肢の場合、Aには不同意わいせつ罪が成立する。	25/2/26
87	問75 (R04-25-ア) の解説	刑法177条は、「十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下、「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。」としている。Aは「十三歳以上の者」であるBに対して「暴行……を用いて……肛門性交」をした者に当たる以上、強制性交等罪が成立する。よって、本肢は誤りである。	暴行を用いることにより、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、性交、肛門性交、口腔性交は脣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなものをした者は、不同意性交等罪が成立する（177、176Ⅰ①）。よって、本肢の場合、Aには不同意性交等罪が成立する。	25/2/26
87	問76 (R04-25-オ) の正誤及び解説	○ まず、AのBに対する暴行は、強制わいせつ罪（176）及び強制性交等罪（177）の「暴行」にあたる。しかし、強制性交等罪にいう「性交」とは、「被害者の膣内、肛門内、口腔内に自己または第三者の陰茎を入れる行為、ないしは自己または第三者の膣内、肛門内、口腔内に被害者の陰茎を入れる行為」をいう。よって、本肢においてAが「Bの膣内に陰茎の形をした性玩具を挿入した行為」は「性交」（177）に当たらず、「わいせつな行為」（176）に当たるにすぎない。したがって、本肢で強制性交等罪は成立せず、強制わいせつ罪が成立するのみである。よって、本肢は正しい。	× 暴行を用いることにより、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、性交、肛門性交、口腔性交は脣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなものをした者は、不同意性交等罪が成立する（177、176Ⅰ①）。よって、本肢の場合、Aには不同意性交等罪が成立する。	25/2/26
88	問77 (R04-25-イ) の問題3～4行目	この場合、Aには強盗・強制性交等罪が	この場合、Aには強盗・不同意性交等罪が	25/2/26

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
89	問77 (R04-25-I) の解説	刑法241条は、「強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪……若しくはその未遂罪をも犯したとき」又は「強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき」は、強盗・強制性交等が成立するとしている。本肢において、AはBに暴行を加えて性交を行っているから、「強制性交等の罪……を犯した者」にあたる。また、Aは性交後にすぐさまBの現金を強取しているので、強盗・強制性交等罪が成立する。よって、本肢は正しい。	刑法241条は、「強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が不同意性交等の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき」又は「不同意性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき」は、強盗・不同意性交等が成立するとしている。本肢において、AはBに暴行を加えて性交を行っているから、「不同意性交等の罪……を犯した者」にあたる。また、Aは性交後にすぐさまBの現金を強取しているので、強盗・不同意性交等罪が成立する。よって、本肢は正しい。	25/2/26

2025短答過去問集

令和5年度

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
172～ 173	午後の部問15肢エの解説	複数不動産に関する一括申請は、原則として、①登記所の管轄、②「登記の目的」、③「登記原因及びその日付」が同一である場合にすることができる（不登令4ただし書）。本肢の場合は、②・③を充足しないので一括申請をすることができない。	一の申請情報によって申請をするためには、登記申請の当事者が同一でなければならないが、本肢の場合、登記の申請人が異なる。根抵当権の元本の確定の登記は、根抵当権者と設定者が共同して、又は根抵当権者が単独で申請するのに対し、代位弁済による根抵当権の移転の登記は、代位弁済をした者と根抵当権者が共同で申請する。したがって、登記の申請人が異なるため、これらの登記を一の申請情報で申請することはできない。	25/1/8

2025書式ひな形集

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
10	「011 胎児が出生した場合」の9行目	登録免許税 金1,000万円（登録税別表1,1,(14)	登録免許税 金1,000円（登録税別表1,1,(14)	23/11/10

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
13	「016 相続財産法人への名変登記」の4～6行目	申請人 ○○市○○町○丁目○番○号 亡A相続財産管理人 B 添付情報 登記原因証明情報（Bの相続財産管理人選任審判書） 代理権限証明情報（Bの相続財産管理人選任審判書，Bの委任状）	申請人 ○○市○○町○丁目○番○号 亡A相続財産清算人 B 添付情報 登記原因証明情報（Bの相続財産清算人選任審判書） 代理権限証明情報（Bの相続財産清算人選任審判書，Bの委任状）	23/11/10
	「018 特別縁故者不存在」の7～9行目	印鑑証明書（相続財産管理人Bの市町村長作成の印鑑証明書） 住所証明情報（Dの住民票の写し） 代理権限証明情報（相続財産管理人Bの選任審判書，B及びDの委任状）	印鑑証明書（相続財産清算人Bの市町村長作成の印鑑証明書） 住所証明情報（Dの住民票の写し） 代理権限証明情報（相続財産清算人Bの選任審判書，B及びDの委任状）	23/11/10
33	「048 謙渡担保」の11行目	登録免許税 金20万円（登録税別表1,1,(2)）	登録免許税 金20万円（登録税別表1,1,(2)/＼）	23/11/10
40	「060 相続放棄取消」の添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）（注1）	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）	25/7/9
41	上から5行目	(注1) 登記権利者が単独で申請する場合、提供は不要である	〈削除〉	25/7/9
83	「121 不動産登記法70条3項前段による単独抹消」	121 不動産登記法70条3項前段による単独抹消	121 不動産登記法70条4項前段による単独抹消	23/10/10
84	「122 不動産登記法70条3項後段による単独抹消」	122 不動産登記法70条3項後段による単独抹消	122 不動産登記法70条4項後段による単独抹消	23/10/10
105	「148 債務者の相続・合意の登記後の追加設定」の添付情報3～4行目	印鑑証明書（Cの市町村長作成の印鑑証明書） 代理権限証明情報（B及びCの委任状）	印鑑証明書（Cの市町村長作成の印鑑証明書） 前登記証明書 代理権限証明情報（B及びCの委任状）	25/3/19
115	「163 2号仮登記 条件付所有権移転仮登記」の2つ目の申請書例2～3行目	原因 ○年○月○日売買 権利者 ○○市○○町○丁目○番○号 B	原因 ○年○月○日売買 （始期 令和10年4月1日） 権利者 ○○市○○町○丁目○番○号 B	24/5/22
117	「168 仮登記の処分(所有権)2号仮登記の物権的移転」の下から1行目	登録免許税 金10万円（登録税別表1,1,(14)）	登録免許税 金1000円（登録税別表1,1,(14)）	24/2/15
136	「193 仮処分による失効」の「仮処分による失効」の枠内5行目	添付情報 通知証明情報（BがCに対して内容証明郵便で	添付情報 通知証明情報（BがCに対して内容証明郵便で	24/1/15
137	「194 仮処分による一部失効」の下から8行目	原因 ○年○月○日売買 （始期 令和10年4月1日）	原因 ○年○月○日売買	24/2/15

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
138	「196 配偶者居住権設定」の 1行目	登記の目的 登配偶者居住権設定	登記の目的 配偶者居住権設定	24/1/15

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
目次	ひな形「102」のタイトル	102 非業務執行取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定	102 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定	24/8/14
13	「020 取得条項付株式の定めを定款に定めたとき」の「添付書面」	1. 添付書面 株主全員の同意書 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通 委任状 1通	1. 添付書面 株主総会議事録 1通 株主全員の同意書 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通 委任状 1通	25/1/8
14	「021 取得請求権付種類株式の定めを定款に定めたとき」の1～3行目	1. 登記の事由 発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容の変更 1. 登記すべき事項 ○年○月○日変更 発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容	1. 登記の事由 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 1. 登記すべき事項 ○年○月○日変更 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	25/5/21
22	「030 募集株式の発行」の「添付書面」の8～9行目	払込みがあったことを証する書面 1通 資本金の額の計上に関する証明書 1通（注4）	払込みがあったことを証する書面 1通（注4） 資本金の額の計上に関する証明書 1通	25/2/26
67	「090 取締役の辞任」の「添付書面」	1. 添付書面 辞任を証する書面 1通 印鑑証明書 1通 委任状 1通	1. 添付書面 辞任を証する書面 1通 委任状 1通	24/7/31
75	ひな形「102」のタイトル	102 非業務執行取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定	102 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定	24/8/14
	ひな形「102」の「登記すべき事項」	1. 登記すべき事項 ○年○月○日次のとおり設定 非業務執行取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	1. 登記すべき事項 ○年○月○日次のとおり設定 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	24/8/14
114	「134 特例有限会社の商号変更による解散登記申請書」の5行目	1. 登記すべき事項 ○年○月○日東京都新宿区西新宿一丁目1番1号 ○○株式会社を商号変更し、移行したことにより解散（注）	1. 登記すべき事項 ○年○月○日東京都新宿区西新宿一丁目1番1号 ○○株式会社に商号変更し、移行したことにより解散（注）	24/6/26

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
1	別紙1「権利部（乙区）」の順位番号2の「権利者その他の事項」の3行目	債権の範囲 金銭消費貸借取引	債権の範囲 売買取引	24/12/11
63	別紙1「権利部（乙区）」の順位番号2の「受付年月日・受付番号」	令和5年7月10日受付第1235号	令和5年5月10日受付第635号	24/9/11
	別紙1「権利部（乙区）」の順位番号2の「権利者その他の事項」の1行目	原因 令和5年7月10日金銭消費貸借同日設定	原因 令和5年5月10日金銭消費貸借同日設定	

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
1	(別紙1)「役員に関する事項」の「監査役 H」	監査役 H 令和2年6月28日就任	監査役 H 令和2年6月28日就任 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	24/8/14
15	第2欄の【登記の事由】及び【登記すべき事項】	【登記の事由】 監査役の変更 【登記すべき事項】 令和6年4月20日監査役G退任 令和6年5月1日監査役H重任	【登記の事由】 監査役の変更 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止 【登記すべき事項】 令和6年4月20日監査役G退任 令和6年5月1日監査役H重任 令和6年4月30日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの廃止	24/8/14

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
21	「3 解答欄の記載」(1)及び(2)	<p>3 解答欄の記載 第1欄の記載事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 登記の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査役の変更 <p>(2) 登記すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査役Gの、令和6年4月20日付「退任」 ② 監査役Hの、令和6年5月1日付「重任」 <p>監査役Hは、任期満了と同時に就任するので、「重任」の登記を申請することができる。任期満了により退任するのは、令和6年4月30日の午後12時であるので、就任は同年5月1日の午前零時となり、重任日は同日である。</p>	<p>2 解答欄の記載 第1欄の記載事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 登記の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査役の変更 ② 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止 <p>(2) 登記すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査役Gの、令和6年4月20日付「退任」 ② 監査役Hの、令和6年5月1日付「重任」 <p>監査役Hは、任期満了と同時に就任するので、「重任」の登記を申請することができる。任期満了により退任するのは、令和6年4月30日の午後12時であるので、就任は同年5月1日の午前零時となり、重任日は同日である。</p> <p>③ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの、令和6年4月30日付「廃止」</p>	24/8/14
62	(4)(5)イの解説	<p>イ 代表取締役Bの就任承諾書に押印された同人の印鑑について印鑑証明書（商登規61VII）。</p> <p>以上から、Bの印鑑証明書は、商業登記規則61条6項及び7項を兼ねるので、</p>	<p>イ 代表取締役Bの就任承諾書に押印された同人の印鑑について印鑑証明書（商登規61IV、V）。</p> <p>以上から、Bの印鑑証明書は、商業登記規則61条4項、5項を兼ねるので、</p>	24/10/16
74	「別紙7」の5の末尾	5 令和6年7月4日に監査役Jが死亡し、その旨の届出が同居の家族から同月 7 日になされた。	5 令和6年7月4日に監査役Jが死亡し、その旨の届出が同居の家族から同月 5 日になされた。	25/2/26
79	第3欄【登記の事由】の末尾	解散の事由の定めの廃止	解散の事由の定めの廃止 取締役会設置会社設定	24/10/16

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
204	解答例平成29年第1欄(1)の添付情報	コ	ケ	25/2/26
212	解答例平成27年第2欄(1)の変更後の事項	債務者（被相続人 民事次郎） 民事三郎	債務者（被相続人 民事次郎） 東京都中央区日本橋人形町六丁目6番6号 民事三郎	25/6/18
214	解答例平成27年第3欄(3)の変更後の事項の末尾	債務者 株式会社東京ホテル 民事三郎	債務者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 株式会社東京ホテル 東京都中央区日本橋人形町六丁目6番6号 民事三郎	25/4/17

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
193	上から15行目	するする書面 1通	する書面 1通	25/3/19
202	第1欄【登記の事由】の3行目	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの設定	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの設定	25/7/9
203	【添付書面の名称及び通数】の下から2行目	募集株式の引受けの申込みを証する書面 1通	募集株式の引受けの申込みを証する書面 2通	25/7/9

2025 記述・択一パーカクト12

第1回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 23	第11問、別紙4の枠内2~3 行目	私は、貴殿に対して、令和3年7月10日根抵当権設定契約により後記物件の上に設定された根抵当権（令和3年7月10日）	私は、貴殿に対して、令和4年7月10日根抵当権設定契約により後記物件の上に設定された根抵当権（令和4年7月10日）	25/5/21
解説冊子 46	第11問、別紙4の枠内2~3 行目	私は、貴殿に対して、令和3年7月10日根抵当権設定契約により後記物件の上に設定された根抵当権（令和3年7月10日）	私は、貴殿に対して、令和4年7月10日根抵当権設定契約により後記物件の上に設定された根抵当権（令和4年7月10日）	25/5/21

第3回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 12	第11問、【事実関係】8の2 行目	MがNに優先する	MがPに優先する	25/5/21
解説冊子 174	第11問、【事実関係】8の3 行目	MがNに優先する	MがPに優先する	25/5/21

第5回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 13	第11問、問4の1行目	問4 司法書士法務晴子が乙土地について	問4 司法書士法務晴子が甲土地及び乙土地について	25/5/21
解説冊子 302	第11問、問4の1行目	問4 司法書士法務晴子が乙土地について	問4 司法書士法務晴子が甲土地及び乙土地について	25/5/21

第6回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 13	第11問、別紙1の会社成立の年月日	会社成立の年月日 昭和44年5月1日	会社成立の年月日 昭和50年5月1日	25/3/19
解説冊子 365	第11問、別紙1の会社成立の年月日	会社成立の年月日 昭和44年5月1日	会社成立の年月日 昭和50年5月1日	25/3/19
問題冊子 13	第11問、別紙1の発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 510万9000株	発行済株式の総数 50株	25/3/19
解説冊子 365	第11問、別紙1の発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 510万9000株	発行済株式の総数 50株	25/3/19

第7回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 11	第11問、【事実関係】2の1行目	上記事実関係1に基づく A持分全部移転登記が	上記事実関係1に基づく移転登記が	25/4/17
解説冊子 33	第11問、【事実関係】2の1行目	上記事実関係1に基づく A持分全部移転登記が	上記事実関係1に基づく移転登記が	25/4/17
問題冊子 13	第11問、(答案作成に当たっての注意事項)2の1行目	第2欄及び第3欄の申請事項等欄の	第3欄の申請事項等欄の	25/4/17
解説冊子 35	第11問、(答案作成に当たっての注意事項)2の1行目	第2欄及び第3欄の申請事項等欄の	第3欄の申請事項等欄の	25/4/17
問題冊子 13	第11問、(答案作成に当たっての注意事項)2(1)の2行目	その日付を除いた情報並びに申請人を記載する	その日付を除いた情報を記載する	25/4/17
解説冊子 35	第11問、(答案作成に当たっての注意事項)2(1)の2行目	その日付を除いた情報並びに申請人を記載する	その日付を除いた情報を記載する	25/4/17

第9回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																				
解説冊子 165 及び 第9回 答案用紙 表面	答案用紙第2欄	第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table> 第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table>	登記の目的		申請事項等	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	添付情報		登記の目的		申請事項等	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	添付情報		第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table> <削除>	登記の目的		申請事項等	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	添付情報		25/7/9															
登記の目的																																								
申請事項等	登記原因 及びその日付																																							
	上記以外の 申請事項等																																							
添付情報																																								
登記の目的																																								
申請事項等	登記原因 及びその日付																																							
	上記以外の 申請事項等																																							
添付情報																																								
登記の目的																																								
申請事項等	登記原因 及びその日付																																							
	上記以外の 申請事項等																																							
添付情報																																								
解説冊子 168	解答例第2欄	第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>3番抵当権抹消</td> </tr> <tr> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> <td>令和7年5月6日弁済</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table> 第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>3番抵当権抹消</td> </tr> <tr> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> <td>令和7年5月6日弁済</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table> <削除>	登記の目的		申請事項等	3番抵当権抹消	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	令和7年5月6日弁済	添付情報		登記の目的		申請事項等	3番抵当権抹消	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	令和7年5月6日弁済	添付情報		第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>3番抵当権抹消</td> </tr> <tr> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> <td>権利者 C 義務者 D承継会社 F</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table> 第2欄 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">登記の目的</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請事項等</td> <td>3番抵当権抹消</td> </tr> <tr> <td>登記原因 及びその日付</td> </tr> <tr> <td>上記以外の 申請事項等</td> <td>権利者 C 義務者 D承継会社 F</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付情報</td> </tr> </table> <削除>	登記の目的		申請事項等	3番抵当権抹消	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	権利者 C 義務者 D承継会社 F	添付情報		登記の目的		申請事項等	3番抵当権抹消	登記原因 及びその日付	上記以外の 申請事項等	権利者 C 義務者 D承継会社 F	添付情報		25/7/9
登記の目的																																								
申請事項等	3番抵当権抹消																																							
	登記原因 及びその日付																																							
上記以外の 申請事項等	令和7年5月6日弁済																																							
添付情報																																								
登記の目的																																								
申請事項等	3番抵当権抹消																																							
	登記原因 及びその日付																																							
上記以外の 申請事項等	令和7年5月6日弁済																																							
添付情報																																								
登記の目的																																								
申請事項等	3番抵当権抹消																																							
	登記原因 及びその日付																																							
上記以外の 申請事項等	権利者 C 義務者 D承継会社 F																																							
添付情報																																								
登記の目的																																								
申請事項等	3番抵当権抹消																																							
	登記原因 及びその日付																																							
上記以外の 申請事項等	権利者 C 義務者 D承継会社 F																																							
添付情報																																								

第12回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解説冊子 366	第11問、【添付書面の名称及び通数】の4行目	株主リスト ③通	株主リスト ④通	25/5/21
解説冊子 373	下から1行目	② 株主総会議事録（商登46Ⅱ、54IV）	② 株主総会議事録（商登46Ⅱ）	25/5/21
解説冊子 374	上から1～3行目	別紙3及び別紙5を商業登記法46条2項により添付し、別紙7聴取記録2に記載されている令和6年6月28日開催の株主総会議事録を取締役の退任を証する書面（商登54IV）として添付する。	別紙3、別紙5及び別紙7聴取記録2記載の株主総会議事録。	25/5/21
解説冊子 374	「④ 株主リスト」の1行目	別紙3及び別紙5の株主総会にかかる株主リスト	別紙3、別紙5及び別紙7聴取記録2記載の株主総会にかかる株主リスト	25/5/21

2025 実力確認答練

第1回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 42	別紙6の会社分割の右欄	令和3年4月1日甲市丁町三丁目4番4号	令和5年4月1日甲市丁町三丁目4番4号	25/7/9
解説冊子 84	別紙6の会社分割の右欄	令和3年4月1日甲市丁町三丁目4番4号	令和5年4月1日甲市丁町三丁目4番4号	25/7/9

第5回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 3	第3問肢ア	ア Aが、Bと協議のもと、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する土地を b に売り渡す旨の仮装の売買契約を締結した。 b に対して金銭債権を有する債権者 c が、A・ b 間の協議の内容を知らずに、その債権を保全するため、 b に代位して、 b への所有権移転登記をAに請求した。Aは、 c に対し、当該売買契約の無効を主張することができない。	ア Aが、Bと協議のもと、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する土地を B に売り渡す旨の仮装の売買契約を締結した。 B に対して金銭債権を有する債権者 C が、A・ B 間の協議の内容を知らずに、その債権を保全するため、 B に代位して、 B への所有権移転登記をAに請求した。Aは、 C に対し、当該売買契約の無効を主張することができない。	25/7/9

問題冊子 3	第3問肢イ	イ Aと b が不動産を共有しているが、登記録上はAの単独所有とされていたところ、Aは、 c との間でその不動産の売買契約を締結し、 c への所有権移転登記を経由した。Aと b の合意に基づいてA単独所有の登記が経由されていた場合において、その不動産がAと b の共有であることを c が知らなかつたときは、 b は、 c に対し、自己の持分を主張することができない。	イ Aと B が不動産を共有しているが、登記録上はAの単独所有とされていたところ、Aは、 C との間でその不動産の売買契約を締結し、 C への所有権移転登記を経由した。Aと B の合意に基づいてA単独所有の登記が経由されていた場合において、その不動産がAと B の共有であることを C が知らなかつたときは、 B は、 C に対し、自己の持分を主張することができない。	25/7/9
問題冊子 3	第3問肢ウ	ウ C は、建物所有を目的としてAから甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建築してC名義で乙建物の所有権保存登記をしている。Cは、 b から b の取引上の信用のために、乙建物の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、 b への所有権移転登記を了した。この場合において、仮装譲渡であることを知らなかつたAは、 b に対して、賃借権の譲渡を承諾し、地代の支払いを求めることができる。	ウ C は、建物所有を目的としてAから甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建築してC名義で乙建物の所有権保存登記をしている。Cは、 B から B の取引上の信用のために、乙建物の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、 B への所有権移転登記を了した。この場合において、仮装譲渡であることを知らなかつたAは、 B に対して、賃借権の譲渡を承諾し、地代の支払いを求めることができる。	25/7/9
問題冊子 3	第3問肢オ	オ Aは、 b から b の取引上の信用のために、甲土地の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、 b への所有権移転登記を了した。この場合において、 b から甲土地を仮装譲渡であることについて善意で譲り受けた c から更に甲土地を譲り受け登記を備えた d は、仮装譲渡について悪意であったとしても甲土地の所有権を取得する。	オ Aは、 B から B の取引上の信用のために、甲土地の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、 B への所有権移転登記を了した。この場合において、 B から甲土地を仮装譲渡であることについて善意で譲り受けた C から更に甲土地を譲り受け登記を備えた D は、仮装譲渡について悪意であったとしても甲土地の所有権を取得する。	25/7/9

第6回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 2	第2問肢ア	ア 同一の登記所の管轄区域内にある甲土地及び甲土地上の乙建物を所有するAが、 b に対して、	ア 同一の登記所の管轄区域内にある甲土地及び甲土地上の乙建物を所有するAが、 B に対して、	25/7/9
問題冊子 12	第12問肢オ	オ 表題部に所有者として記載されているAが b に当該不動産を売却したが、その登記をしないうちに死亡した場合、Aの相続人はA名義に所有権保存登記をした後、 b 名義への所有権移転登記をしなくてはならない。	オ 表題部に所有者として記載されているAが B に当該不動産を売却したが、その登記をしないうちに死亡した場合、Aの相続人はA名義に所有権保存登記をした後、 B 名義への所有権移転登記をしなくてはならない。	25/7/9
問題冊子 15	第15問肢エ	エ 登記録上A Bの共有名義の不動産について、 b が共有名義人でないCに持分を譲渡したが、	エ 登記録上A Bの共有名義の不動産について、 B が共有名義人でないCに持分を譲渡したが、	25/7/9
問題冊子 15	第15問肢オ	オ Aが死亡し、その共同相続人であるB Cが不動産の所有権を相続したが、相続の登記が完了する前に、 c がその持分を放棄した場合、	オ Aが死亡し、その共同相続人であるB Cが不動産の所有権を相続したが、相続の登記が完了する前に、 C がその持分を放棄した場合、	25/7/9
問題冊子 22	第22問肢ア	ア AとBが準共有している根抵当権を1回の分割譲渡で、直ちにAと b 、それぞれ単有の根抵当権とすることはできない。	ア AとBが準共有している根抵当権を1回の分割譲渡で、直ちにAと B 、それぞれ単有の根抵当権とすることはできない。	25/7/9
問題冊子 27	第27問肢ア	ア Aから b への所有権移転登記手続請求を認諾する旨の認諾調書により、	ア Aから B への所有権移転登記手続請求を認諾する旨の認諾調書により、	25/7/9

解説冊子 171	表⑦	(7) 「贈与」を原因とする所有権移転登記⇒「売買」を原因とする所有権移転登記 <input checked="" type="checkbox"/>	(7) 「贈与」を原因とする所有権移転登記⇒「売買」を原因とする所有権移転登記 <input type="radio"/>	25/5/21
-------------	----	---	---	---------

第8回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 28	第27問の問題1～2行目	判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、	判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、	25/7/9
問題冊子 28	第27問の問題末尾	1 アウ 2 オア 3 イエ 4 イオ 5 ウエ	1 アウ 2 イウ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ	25/7/9
解説冊子 401	第27問の問題1～2行目	判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、	判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、	25/7/9
解説冊子 401	第27問の問題末尾	1 アウ 2 オア 3 イエ 4 イオ 5 ウエ	1 アウ 2 イウ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ	25/7/9
解説冊子 402	第27問の解説末尾	以上から、誤っているものはアとオであり、2が正解となる。	以上から、正しいものはイとウであり、2が正解となる。	25/7/9
解説冊子 423	第2欄の【登記すべき事項】の下から6行目	令和6年11月5日監査役D退任	令和6年11月5日監査役F退任	25/7/9
解説冊子 430	「② 登記すべき事項」の下から6行目	令和6年11月5日監査役D退任	令和6年11月5日監査役F退任	25/7/9

模擬試験

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 12	第12問肢イ	イ 法定相続情報一覧図の申出書には申出人又はその代理人が記名 押印 をしなければならない。	イ 法定相続情報一覧図の申出書には申出人又はその代理人が記名をしなければならない。	25/7/9
解説冊子 117	第12問肢イ	イ 法定相続情報一覧図の申出書には申出人又はその代理人が記名 押印 をしなければならない。	イ 法定相続情報一覧図の申出書には申出人又はその代理人が記名をしなければならない。	25/7/9
解説冊子 118	第12問肢イの解説 1 ~ 2 行目	法定相続情報一覧図の申出書には申出人又はその代理人が記名 押印 をしなければならない (平29.4.17 民二292号)。	法定相続情報一覧図の申出書には申出人又はその代理人が記名をしなければならない (平29.4.17 民二292号)。	25/7/9